平成26年度社員総会

日時：平成26年5月10日（土）
会場：パシフィコ横浜　4F「414+415」

一般社団法人
日本超音波医学会

〒101-0063
東京都千代田区神田淡路町2-23-1
お茶の水センタービル6F
ＵＲＬ：http://www.jsum.or.jp
ＴＥＬ：03-6380-3711
ＦＡＸ：03-5297-3744
E-Mail：office@jsum.or.jp

一般社団法人日本超音波医学会
平成26年度社員総会次第

日時：平成26年5月10日（土）　12時00分～13時30分
会場：パシフィコ横浜　4F「414+415」（第16会場）

開会		理事長
議長選出		理事長
理事長挨拶		理事長
議題		
1．平成25年度事業報告	（資料1）	理事長
2．平成25年度収支決算報告	（資料2）	財務担当理事
3．平成25年度収支決算監査報告	（資料3）	監　事
4．平成26年度事業計画（案）	（資料4）	理事長
5．平成26年度収支予算（案）	（資料5）	財務担当理事
6．平成26･27年度役員の選任及び代議員について	（資料6）	理事長
7．定款の変更	（資料7）	理事長
8．会費を2年滞納している者の会員資格喪失	（資料8）	理事長
9．名誉・功労会員推薦	（資料9）	理事長
10．その他		理事長
次期理事長挨拶		次期理事長
議事録署名人の選出		議　長
閉会		議　長

名誉・功労会員の表彰	理事長
第16回特別学会賞の表彰	理事長
第13回松尾賞の表彰	理事長
論文賞（第28回菊池賞･第9回伊東賞）の表彰	理事長
第3回新人賞の表彰	理事長

（資料１）

平成25年度事業報告

（自平成25年４月１日　至平成26年３月31日）

平成25年度における本会の事業報告は次のとおりである。

Ⅰ.会員現況

（平成26年３月31日現在）

会員種別	平成25年３月31日 現 在 数	平成26年３月31日 現 在 数	増　　減	備　　考
名誉会員	28	28	＋　0	
功労会員	66	70	＋　4	
正 会 員	7,909	7,922	＋　13	
準 会 員	6,419	6,639	＋　220	
学生会員	10	12	＋　2	
賛助会員	15(57口)	17(61口)	＋　2(4口)	
計	14,447	14,688	＋　241	

名誉会員（*物故者）

*青柳健次　*加藤金正　*菊池喜充　*田中憲二　*吉田常雄　*吉岡勝哉
*永山徳郎　*金子仁郎　*実吉純一　*古賀　孝　*海老名敏明　*板原克哉
*岡　益尚　*奥山大太郎　*安藤　弘　*井出正男　*奥島基良　*中島　茂
*林　周一　*有賀槐三　*ｼﾞｮﾝ･J･ﾜｲﾙﾄﾞ

ﾌﾛｲﾄﾞ･ﾀﾞﾝ　和賀井敏夫　仁村泰治　尾本良三　竹原靖明　福田守道
渡邉　泱　松尾裕英　平田經雄　飯沼一浩　堤　裕　竹内久彌
田中元直　北畠　顕　名取　博　中山　淑　伊藤健一　伊東紘一
伊東正安　菅原基晃　大槻茂雄　吉川純一　棚橋善克　別府慎太郎
跡見　裕　遠藤信行　八木晋一　田中幸子

（以上49名）

Ⅱ. 学会誌

1. 和文誌「超音波医学」Vol. 40, Supplement, No. 3から6とVol. 41, No. 1・2の7冊、及び英文誌「Journal of Medical Ultrasonics」Vol. 40, No. 2から4と Vol. 41, No. 1の4冊、計11冊を発行した。

		和文誌							英文誌				論文数(計)
巻号		40-Suppl	40-3	40-4	40-5	40-6	41-1	41-2	40-2	40-3	40-4	41-1	
本文ページ数		732	126	79	86	159	137	160	96	116	208	136	
主な論文ページ数	総説 (Review article)	—	16 (2)	16 (2)	30 (3)	26 (2)	14 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	66 (3)	0 (0)	13
	特集 (State of the Art)	—	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	64 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
	原著 (Original Article)	—	17 (2)	7 (1)	12 (1)	0 (0)	7 (1)	16 (1)	47 (7)	30 (5)	56 (9)	54 (8)	34
	症例報告 (Case Report)	—	11 (2)	6 (2)	0 (0)	5 (1)	11 (2)	14 (2)	27 (6)	41 (9)	20 (6)	26 (6)	34
	技術報告 (Technical note)	—	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (1)	14 (2)	0 (0)	10 (1)	4
	速報 (Rapid Communication)	—	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	5 (1)	0 (0)	8 (1)	3
	今月の超音波像 (Ultrasound image of the Month)	—	0 (0)	0 (0)	3 (1)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	3 (1)	13 (4)	2 (1)	9
	Letters to the Editor	—	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	5 (2)	7 (2)	0 (0)	2 (1)	6
	Educational	—	1	2	2	2	2	2	1	3	1	2	
	学術集会プログラム	117	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	学術集会抄録	564	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	地方会抄録	—	8	0	0	35	56	31	—	—	—	—	
	研究会抄録	—	0	9	0	0	0	—	—	—	—	—	
	会告	—	3	5	6	2	12	13	—	—	—	—	
	学会ニュース	—	5	5	5	5	5	5	—	—	—	—	
	その他	51	65	29	28	80	30	15	6	13	52	32	

( )内は掲載論文等の数

Ⅲ. 特別学会賞

第15回特別学会賞は、次の2名に授与された。

坂本二哉(半蔵門病院)
跡見　裕(杏林大学)

Ⅳ. 松尾賞

第12回松尾賞は、次の1名に授与された。

馬場一憲(埼玉医科大学総合医療センター総合周産期母子医療センター)

Ⅴ. 論文賞

第27回菊池賞・第8回伊東賞は、次の4編に授与された。

菊池賞

Experimental study on temperature rise of acoustic radiation force elastography ……39-3
Marie Tabaru, Hideki Yoshikawa, Takashi Azuma, Rei Asami, Kunio Hashiba
(CRL, Hitachi Ltd)

超音波凝固切開装置のキャビテーション発生に関する基礎的検討……39-2
蜂屋弘之[1], 大屋　優[2], 山口　匡[3], 林　秀樹[3]
([1]東京工業大学大学院理工学研究科機械制御システム専攻, [2]千葉大学大学院融合科学研究科情報科学専攻, [3]千葉大

学大学院フロンティアメディカル工学研究開発センター)

伊東賞

Contrast-enhanced ultrasonography with Sonazoid™ for the evaluation of bowel ischemia ……39-3

Tomoko Kanzaki[1], Jiro Hata[2], Hiroshi Imamura[2], Noriaki Manabe[2], Kazuhide Okei[3], Hiroaki Kusunoki[4], Tomoari Kamada[1], Akiko Shiotani[1], Ken Haruma[1]

([1]Division of Gastroenterology, Department of Internal Medicine, [2]Division of Endoscopy and Ultrasound, Department of Clinical Pathology and Laboratory Medicine, [3]Department of Natural Sciences, [4]Department of General Medicine, Kawasaki Medical School)

心エコー図法による左室弛緩能と充満圧の評価の限界：多施設共同研究SMAPからの中間報告……39-4

山田　聡[1], 岩野弘幸[1], 大手信之[2], 瀬尾由広[3], 山田博胤[4], 石津智子[3], 楠瀬賢也[4], 若見和明[2], 三神大世[5], 筒井裕之[1]

([1]北海道大学大学院医学研究科循環病態内科学, [2]名古屋市立大学大学院医学研究科心臓・腎高血圧内科学, [3]筑波大学医学医療系循環器内科, [4]徳島大学病院循環器内科, [5]北海道大学大学院保健科学研究院)

Ⅵ. 技術賞

Full Aperture Apodization(FAA)

久津将則[1], 網野和宏[1], 尾形　太[1], 田中一史[1], 曹　景文[2], 宮本一夫[3]

([1]日立アロカメディカル株式会社第一メディカルシステム技術本部, [2]アロカビジネスサービス株式会社技術・生産グループ青梅, [2]日立アロカメディカル株式会社技術統括本部)

Ⅶ. 奨励賞

第14回奨励賞は、次の6編に授与された。

基礎領域

Shear Wave Imagingにおける音響放射波の符号化によるPushパルス圧縮

近藤健悟

(京都大学学際融合教育研究推進センター)

マルチレイリーモデルによる肝炎線維組織画像化手法の検討

樋口達矢

(東京工業大学大学院理工学研究科)

循環器領域

心筋虚血メモリーのメカニズム：なぜpost-systolic shorteningは残存するのか

増田佳純

(大阪大学医学系研究科保健学専攻機能診断科学講座)

消化器領域

超音波内視鏡による膵線維化診断に及ぼす脂肪膵の影響

伊藤裕也

(名古屋大学大学院医学系研究科消化器内科)

Shear wave velocityの膵疾患への臨床応用の検討

河田奈都子

(大阪府立成人病センター肝胆膵内科)

産婦人科領域

妊娠初期の超音波計測による胎児発育不全の予測に関する研究

濱田尚子

(昭和大学産婦人科)

Ⅷ. 新人賞

第3回新人賞は、次の8編に授与された。

[北海道地方会]

第43回北海道地方会学術集会発表【循環器】

交通外傷性右冠動脈解離・心膜損傷・三尖弁閉鎖不全症の1例

舘越勇輝

(札幌医科大学医学部循環器・腎臓・代謝内分泌内科)

[東北地方会]

第46回東北地方会学術集会発表【循環器】

腫瘍内出血により僧帽弁に嵌頓した左房粘液腫の一例

奈良育美

(秋田大学大学院医学系研究科循環器内科学)

[関東甲信越地方会]

第25回関東甲信越地方会学術集会発表【消化器】

消化管ステントの評価における体外式超音波検査の有用性

入江　彰

(日本大学医学部消化器・肝臓内科)

[中部地方会]

第34回中部地方会学術集会発表【循環器】

当院で経験した心臓悪性腫瘍3 例の報告

江口駿介

(名古屋第二赤十字病院循環器センター・循環器内科)

[関西地方会]

第40回関西地方会学術集会発表【消化器】

造影ハーモニックEUS(CH-EUS)における膵腫瘍の血流評価の有用性について

大本俊介

(近畿大学医学部附属病院消化器内科)

[中国地方会]
第49回中国地方会学術集会発表【消化器】
体外式超音波で診断され、約2年半の経過観察を行ったCeliac Artery Compression Syndromeの1症例
筒 井 貴 子
(川崎医科大学総合臨床医学)

[四国地方会]
第23回四国地方会学術集会発表【体表】
甲状腺腫瘍の増殖様式や背景甲状腺の合併病変がエラストグラフィー像に与える影響とその臨床的注意点
岸　真理子
(大樹会総合病院回生病院内科甲状腺外来)

[九州地方会]
第23回九州地方会学術集会発表【循環器】
重症三尖弁逆流に対して形成術施行し良好な経過をたどった一例
上 野 啓 通
(産業医科大学循環器・腎臓内科)

Ⅸ. 学術集会

第86回学術集会(会長　増 山　　理)は、平成25年5月24日から26日の3日間、グランキューブ大阪(大阪府)を会場として開催した。参加人員4,065名、発表内容は下記のとおり。

第86回学術集会	
一般演題	奨励賞選考口演会　24題(基　礎 10、循環器　4、消化器　8、産婦人科　2) 一般演題　394題(基　礎 52、循環器111、血管　7、消化器138、産婦人科 43、腎・泌尿器 10、体表 22、頭頸部　5、整形外科　6) ポスター　130題(基　礎 10、循環器 29、血管　3、消化器 22、産婦人科 17、腎・泌尿器　7、体表　7、頭頸部　5、ｺﾒﾃﾞｨｶﾙ 30) 合　計　548題
会長講演	超音波を活かす：過去、現在、未来
特別講演	1)The Approach to Managament of Asymptomatic Severe Aortic Stenosis with Echocardiography 2)Ultrasound Tissue Characterization in Cardiovascular Disease 3)Clinical Application of Thyroid US Elastography 4)Viscoelastic Properties of the Myocardium
日本超音波検査学会 ジョイントプログラム	これからの検査士のあり方を考える
特別プログラム	シンポジウム 1)ER編：指導医が教えるここだけは見てほしいポイント 2)健診・検診編：指導者が教えるここだけは見てほしいポイント 3)体腔内超音波の現状と展望 4)超音波ガイド下穿刺手技を用いた検査・治療の現状と問題点 5)Shear wave imagingの現状と将来 6)組織弾性と粘性：基礎と臨床応用 7)最新の超音波診断装置技術の動向 8)超音波による骨評価：臨床と基礎から 9)超音波DDSの課題と将来展望 10)心機能評価に活かす新技術 11)カテーテル治療における心エコーの役割 12)肝脂肪沈着の画像を科学する 13)肝線維化の画像診断 14)Elastorography of the liver in Asia 15)産婦人科救急における知っておいて欲しい超音波所見 16)超音波の新技術・ソフトウエアを使いこなす 17)産婦人科領域超音波診断の再評価 18)新規applicationを駆使した泌尿器疾患診断・治療の最前線 19)末期腎不全治療に超音波を活かす 20)乳腺領域におけるエラストグラフィの精度と臨床応用 21)ソナゾイド®による乳腺造影超音波検査の臨床応用 22)理想とする血管エコー報告書の書き方 パネルディスカッション 1)3Dエコーをいかに活用するか 2)超音波検査士に望まれる画像調整とレポート作成 3)Real-time Tissue Elastography　-10年の歩み- 4)ここが知りたい、超音波の安全性：あなたは患者さんからの質問に答えられますか？ 5)心筋の硬さを評価する 6)スペックルトラッキングエコー法の標準化を考える 7)Integrated imagingの時代へ：エコー、CT、MRIの使い分け 8)負荷心エコー検査：From A to Z 9)心エコーにおける生涯教育の現状と展望 10)3D経食道エコーで見る弁膜症手術のためのポイント 11)肝疾患の診断治療に必要な新技術 12)急性腹症における超音波検査の今日的意義：今超音波は不要か？ 13)小膵癌：超音波検査を用いたステージⅠへのアプローチ 14)消化器疾患診断に造影超音波は必要か？ 15)膵腫瘍の診断に最も有用な画像診断法は？：画像診断の現状とピットフォール 16)印象に残る症例：百聞は一見にしかず 17)胎児治療の次のステップ：治療適応・術後管理に超音波をどのように応用していくか 18)超音波を用いた腎・泌尿器領域の各臓器血流計測とその意義 19)甲状腺濾胞性腫瘍の超音波診断

	20)百花繚乱！乳房超音波検査用語 21)カテゴリー3の石灰化を掘り下げる：画像診断の特徴と対策について 22)血管エコー検査ガイドラインを検証する 23)動脈硬化超音波診断の最前線 24)血管エコー検査のエデュケーション 25)整形外科領域の超音波：診断から治療まで使い倒す 検査士制度委員会特別企画 1)指導検査士試験に挑戦 International Controversy 1)Have newly developed strain and strain rate parameters improved management of patients with heart failure? コントラバーシ 1)Post-systolic shorteningとdistolic stunningについての事実と考察 2)腹部超音波検診の課題：カテゴリー分類は必要か？ 3)腎腫瘍診断のベストは？：US vs CT/MR ミート・ジ・エキスパーツ 1)2Dスペックルトラキング法は臨床に必要な手法か？ 2)消化管疾患診断における内視鏡と超音波の役割 English Session 1)Future of Echocardiology 産婦人科ライブ 1)胎児中期スクリーニング 甲状腺特別企画 1)福島県民健康調査(甲状腺超音波診断報告)
教育セッション	1)基礎　2題 2)初級　11題 3)中上級　8題
その他	新人賞口演 新技術開発セッション 研究開発班研究成果発表会 ランチョンセミナー ハンズオンセミナー PRセッション
機器展示	23社

X. 地方会学術集会

下記の地方会学術集会が開催された。

a. 北海道地方会学術集会
第43回　会長　三 浦 哲 嗣
平成25年10月19日　於：札幌医科大学臨床講堂・記念ホール(札幌市)　参加者：260名　演題数：36題

b. 東北地方会学術集会
第46回　会長　小山耕太郎
平成25年9月8日　於：岩手医科大学60周年記念館(盛岡市)　参加者：189名　演題数：35題
第47回　会長　梅村晋一郎
平成26年3月9日　於：仙台市情報・産業プラザ(仙台市)　参加者：319名　演題数：37題

c. 関東甲信越地方会学術集会
第25回　会長　宮 本 幸 夫
平成25年10月19日～20日　於：東京ファッションタウン西館TFTホール(東京都江東区)
参加者：1,359名　演題数：113題

d. 中部地方会学術集会
第34回　会長　皆 川 太 郎
平成25年9月8日　於：岐阜市文化産業交流センター「じゅうろくプラザ」(岐阜市)　参加者：410名　演題数：65題

e. 関西地方会学術集会
第40回　会長　大 崎 往 夫
平成25年11月9日　於：大阪国際会議場(大阪市)　参加者：944名　演題数：141題

f. 中国地方会学術集会
第49回　会長　孝 田 雅 彦
平成25年9月28日　於：米子コンベンションセンター(米子市)　参加者：248名　演題数：87題

g. 四国地方会学術集会
第23回　会長　井 上 修 志
平成25年10月5日　於：高知市文化プラザかるぽーと(高知市)　参加者：144名　演題数：33題

h. 九州地方会学術集会
第23回　会長　西 上 和 宏
平成25年10月6日　於：市民会館崇城大学ホール(熊本市)　参加者：700名　演題数：68題

XI. 規約等の改正等

1. 変更
(1)一般社団法人日本超音波医学会定款(昭和62年6月15日制定)(平成25年4月1日変更)

2. 制定
(1)一般社団法人日本超音波医学会認定超音波指導検査士規則(平成25年8月23日制定)
(2)一般社団法人日本超音波医学会認定超音波指導検査士認定試験施行規程(平成25年8月23日制定)
(3)一般社団法人日本超音波医学会認定超音波指導検査士資格更新実施内規(平成25年8月23日制定)

3. 改正
(1)一般社団法人日本超音波医学会役員代議員選任規則(平成25年4月1日改正)
(2)一般社団法人日本超音波医学会役員代議員選任規則実施細則(平成25年4月1日改正)
(3)一般社団法人日本超音波医学会会員の種別，入退会，会費等の取扱い規則(平成25年4月19日改正)
(4)一般社団法人日本超音波医学会在外会員についての申合せ(平成25年4月1日理事会改正)
(5)一般社団法人日本超音波医学会会員資格審査規則(平成25年4月1日改正)
(6)一般社団法人日本超音波医学会正会員の医学関係者，理工学関係者及びその他関係者の専攻の認定及び名簿への記載に

関する申合せ(平成25年4月1日理事会改正)
(7)一般社団法人日本超音波医学会役員等の会務担当規則(平成25年4月1日改正)
(8)一般社団法人日本超音波医学会契約事務取扱規則(平成25年4月1日改正)
(9)一般社団法人日本超音波医学会会計規則(平成25年4月1日改正)
(10)一般社団法人日本超音波医学会会計規則(平成25年4月1日改正)
(11)一般社団法人日本超音波医学会職員就業規則(平成25年11月29日改正)
(12)一般社団法人日本超音波医学会懲戒内規(平成25年4月1日改正)
(13)一般社団法人日本超音波医学会旅費支給規則(平成25年11月29日改正)
(14)一般社団法人日本超音波医学会職員給与規則(平成25年4月1日改正)
(15)一般社団法人日本超音波医学会職員退職手当規則(平成25年4月1日改正)
(16)一般社団法人日本超音波医学会弔慰に関する申合せ(平成25年4月1日理事会改正)
(17)一般社団法人日本超音波医学会学術集会実行委員会規程(平成25年4月1日改正)
(18)一般社団法人日本超音波医学会学術集会実施要領(平成25年4月1日改正)
(19)一般社団法人日本超音波医学会編集委員会規程(平成26年3月14日改正)
(20)一般社団法人日本超音波医学会菊池賞(論文賞)選考内規(平成25年4月19日改正)
(21)一般社団法人日本超音波医学会名誉会員規則(平成25年4月1日改正)
(22)一般社団法人日本超音波医学会認定超音波専門医制度規則(平成25年4月1日改正)
(23)一般社団法人日本超音波医学会認定超音波専門医制度委員会規程(平成25年4月1日改正)
(24)一般社団法人日本超音波医学会認定超音波指導医の委嘱に関する内規(平成25年4月1日改正)
(25)一般社団法人日本超音波医学会認定超音波専門医研修施設指定に関する内規(平成25年4月1日改正)
(26)一般社団法人日本超音波医学会認定超音波専門医資格更新実施内規(平成25年11月29日改正)
(27)一般社団法人日本超音波医学会用語・診断基準委員会規程(平成25年4月1日改正)
(28)一般社団法人日本超音波医学会企画委員会規程(平成25年4月1日改正)
(29)一般社団法人日本超音波医学会規約規程(平成25年4月1日改正)
(30)一般社団法人日本超音波医学会国際交流委員会規程(平成25年4月1日改正)
(31)一般社団法人日本超音波医学会保険委員会規程(平成25年4月1日改正)
(32)一般社団法人日本超音波医学会教育委員会規程(平成25年4月1日改正)
(33)一般社団法人日本超音波医学会財務規程(平成25年4月1日改正)
(34)一般社団法人日本超音波医学会認定超音波検査士制度規則(平成25年4月1日改正)
(35)一般社団法人日本超音波医学会認定超音波検査士認定試験施行規程(平成25年8月23日改正)
(36)一般社団法人日本超音波医学会認定超音波検査士資格更新実施内規(平成26年3月14日改正)
(37)一般社団法人日本超音波医学会地方会規程(平成25年4月1日改正)
(38)一般社団法人日本超音波医学会奨学制度(JSUM Fellowship)実施要領(平成25年4月1日理事会改正)
(39)一般社団法人日本超音波医学会会費規則(平成25年4月1日改正)
(40)一般社団法人日本超音波医学会功労会員規則(平成25年4月1日改正)
(41)一般社団法人日本超音波医学会電子媒体による会員情報の取り扱いに関する申合わせ(平成25年4月1日理事会改正)
(42)一般社団法人日本超音波医学会機器及び安全に関する委員会規程(平成25年4月1日改正)
(43)一般社団法人日本超音波医学会超音波検査士制度委員会規程(平成25年4月1日改正)
(44)一般社団法人日本超音波医学会役員等及び各種委員会等委員が会議等出席の場合の交通費支給に関する申合せ
(平成25年4月1日理事会承認)
(45)一般社団法人日本超音波医学会休会に関する申合せ(平成25年8月23日理事会承認)
(46)一般社団法人日本超音波医学会顕彰委員会規程(平成25年4月1日改正)
(47)一般社団法人日本超音波医学会奨励賞選考内規(平成25年4月19日改正)
(48)一般社団法人日本超音波医学会特別学会賞選考内規(平成25年4月19日改正)
(49)一般社団法人日本超音波医学会認定超音波工学フェロー制度規則(平成25年11月29日改正)
(50)一般社団法人日本超音波医学会認定超音波工学フェロー認定審査委員会規程(平成25年4月1日改正)
(51)一般社団法人日本超音波医学会認定超音波工学フェロー資格認定審査内規(平成25年8月23日改正)
(52)一般社団法人日本超音波医学会学術集会会長選考内規(平成25年4月1日改正)
(53)一般社団法人日本超音波医学会業務及び財務等に関する資料公開のうち，非公開として取扱うことに関する申合せ
(平成25年4月1日理事会承認)
(54)一般社団法人日本超音波医学会各種委員会等に係る文書管理内規(平成25年4月1日改正)
(55)一般社団法人日本超音波医学会技術賞選考内規(平成25年11月29日改正)
(56)一般社団法人日本超音波医学会研究開発促進委員会規程(平成25年4月1日改正)
(57)一般社団法人日本超音波医学会基本財産の基金から生ずる利子の運用に関する申合せ(平成25年4月1日理事会改正)
(58)一般社団法人日本超音波医学会研究開発班設置要領(平成25年11月29日理事会改正)
(59)一般社団法人日本超音波医学会公印規則(平成25年4月1日改正)
(60)一般社団法人日本超音波医学会松尾賞選考内規(平成25年4月19日改正)
(61)一般社団法人日本超音波医学会公益事業を実施するために有する基金に関する申合せ(平成25年4月1日理事会改正)
(62)一般社団法人日本超音波医学会認定超音波工学フェロー資格更新実施内規(平成25年11月29日改正)
(63)一般社団法人日本超音波医学会会誌発行要領(平成25年4月1日理事会改正)
(64)一般社団法人日本超音波医学会役員の報酬・退職金に関する規程(平成25年4月1日改正)
(65)一般社団法人日本超音波医学会研究会設置要領(平成25年11月29日理事会改正)
(66)一般社団法人日本超音波医学会教育セッション企画・実施要領(平成25年4月1日理事会承認)
(67)一般社団法人日本超音波医学会倫理委員会規程(平成25年4月1日改正)
(68)一般社団法人日本超音波医学会個人情報の保護に関する細則(平成25年4月1日改正)
(69)一般社団法人日本超音波医学会伊東賞(論文賞)選考内規(平成25年4月19日改正)
(70)一般社団法人日本超音波医学会名誉会員推薦に関する申合せ(平成25年4月1日理事会改正)
(71)一般社団法人日本超音波医学会学術集会委員会規程(平成25年4月1日改正)
(72)一般社団法人日本超音波医学会物品管理規則(平成25年4月1日改正)
(73)一般社団法人日本超音波医学会超音波診断講習会企画・実施要領(平成25年4月1日理事会承認)
(74)一般社団法人日本超音波医学会職員勤務評価規程(平成25年4月1日改正)
(75)一般社団法人日本超音波医学会広報委員会規程(平成25年4月1日改正)
(76)一般社団法人日本超音波医学会地方会委員会規程(平成25年4月1日改正)
(77)一般社団法人日本超音波医学会認定資格更新に係るバーコードカードの取扱いに関する申合せ
(平成25年4月1日理事会承認)
(78)一般社団法人日本超音波医学会新人賞選考内規(平成25年11月29日改正)
(79)一般社団法人日本超音波医学会利益相反委員会規程(平成25年4月1日改正)
(80)一般社団法人日本超音波医学会事務処理規則(平成25年4月1日改正)
(81)一般社団法人日本超音波医学会会計処理規則(平成25年4月1日改正)
(82)一般社団法人日本超音波医学会認定超音波指導検査士規則(平成26年3月14日改正)
(83)一般社団法人日本超音波医学会認定超音波指導検査士資格更新実施内規(平成26年3月14日改正)

XII. 各種委員会等報告
1. 企画委員会(委員長　谷 口 信 行)

本会50周年記念誌(補完版)を発行した。

2. 機器及び安全に関する委員会(委員長　秋山いわき)
a.「超音波の安全性」についての調査、啓発活動を行った。
b.「検査環境検討小委員会」を設置し、検討を開始した。
c.「音響放射力の生体への影響検討小委員会」において、音響放射力インパルスの生体への影響について検討を行った。
d.「経膣探触子の消毒法に関する小委員会」を設置し、経膣探触子の消毒法に関する検討を開始した。
e. 超音波診断機器の安全規格に関する最新動向を把握するため、国際電気標準会議に委員が出席した。
f. 第86回学術集会の特別企画「もっとが知りたい、超音波の安全性：あなたは患者さんからの質問に答えられますか？あなたの超音波診断は安全ですか？」を実施した。

3. 編集委員会(委員長　金 井　浩)
a. 和文誌「超音波医学」Vol.40, Supplement, No.3から6とVol.41, No.1・2の7冊、及び英文誌「Journal of Medical Ultrasonics」Vol.40, No.2から4とVol.41, No.1の4冊、計11冊を発行した。
b. 和文誌のオンライン投稿・査読システムの運用を開始した。
c. 電子ジャーナルの機能を拡充した。

4. 用語・診断基準委員会(委員長　廣 岡 芳 樹)
a. 医用超音波用語関係
1)他学会との交流、及び連携を図り、用語の整合性について検討を行った。
b. 診断基準関係
1)「胎児静脈系血流の標準値」を公示した。(超音波医学第40巻6号)
2)「腎細胞癌と他の腎腫瘤性病変の鑑別」を公示した。(超音波医学第40巻6号)
3)「透析腎癌の超音波鑑別診断」を公示した。(超音波医学第40巻6号)
4)「膵癌診断基準」を公示した。(超音波医学第40巻5号)
5)「成人心臓弁膜症の心エコー図診断」(案)を公示した。(超音波医学第40巻6号)
6)「CRT適応選択のための心エコー諸指標の解説」を公示した。(超音波医学第41巻1号)
7)「Elastography Practice Guidelines Basics and Terminology」を公示した。(Journal of MedicalUltrasonics Vol. 40-4)
8)「Elastography Practice Guidelines Breast」を公示した。(Journal of MedicalUltrasonics Vol.40-4)
9)「Elastography Practice Guidelines Liver」を公示した。(Journal of MedicalUltrasonics Vol.40-4)
10)「甲状腺Elastic imagingに関する用語・診断基準」作成に向けて検討を行った。
11)「前立腺Elastic imagingに関する用語・診断基準」作成に向けて検討を行った。
12)「膵臓Elastic imagingに関する用語・診断基準」作成に向けて検討を行った。
13)「超音波による動脈の標準的評価法」の公示に向けて検討を行った。
14)「腎動脈エコー標準化」の公示に向けて検討を行った。
15)「消化管診断基準」(案)の公示に向けて検討を行った。
16)「胆嚢腫瘍診断基準」(案)の公示に向けて検討を行った。
17)「脂肪肝の超音波診断基準」(案)の公示に向けて検討を行った。
18)「双胎妊娠胎児の標準値」(案)の公示に向けて検討を行った。
19)「胎児超音波スクリーニングガイドライン」(案)の公示に向けて検討を行った。
20)「腫瘤像非形成性乳腺疾患ガイドライン」(案)の公示に向けて検討を行った。
21)「眼科領域の超音波画像表示と計測のための検査指針」改訂(案)の公示に向けて検討を行った。
22)「肩腱板断裂診断基準」(案)の公示に向けて検討を行った。
23)「腹部超音波検(健)診判定 マニュアル」(案)の公示に向けて検討を行った。

5. 保険委員会(委員長　竹 内 和 男)
a. 内保連・外保連に委員を参加させ、関連他学会との情報交換を行った。
b. 内保連では生体検査ワーキンググループ(WG)に属し、外保連では処置・生体検査・画像診断WG・生体検査コーディングWGに属し、診療報酬改定に向けての基礎的検討、及び準備作業を行った。
c. 例年通り、各種超音波検査の年間検査件数、及び検査に携わる医師や技師の現状を把握するために、超音波専門医指定研修施設に対してアンケート調査を行った。
d. 平成26年の診療報酬改定に向けて要望項目について、会員にアンケート調査を行い、それを参考として要望項目を決定し、内保連・外保連に提出した。
e. 今回提出した技術提案は以下の通りで、これらに対し、内保連及び厚労省のヒアリングを受けた。
1)超音波エラストグラフィー(乳癌学会と共同提案)、超音波造影加算(本会)、小児心臓超音波検査技術料(日本小児循環器学会との共同提案)
2)簡易超音波診断(本会、医療課長宛)、薬物負荷心エコー検査(医薬食品局扱い、心エコー図学会と共同提案)

6. 国際交流委員会(委員長　工 藤 正 俊)
a. 一般社団法人日本超音波医学会奨学制度(JSUM Fellowship)関係
「一般社団法人日本超音波医学会奨学制度実施要領」に準拠して下記の活動を行った。
1)2013年度JSUM Fellowship研修生3名の研修を実施した。
2)2014年度JSUM Fellowship研修生を公募し、選考を行った。
3)今後の委員会活動について、委員会を開催して検討を行った。
b. 世界超音波医学学術連合(WFUMB)・アジア超音波医学学術連合(AFSUMB)関係
1)2013年にブラジル(2013年5月2日～5月5日)にて開催される第14回WFUMB大会に学術、広報などの面で協力した。
2)AFSUMB機関誌(Journal of Medical Ultrasound)、及びAFSUMBと本会Web siteにおいてJSUM Fellowshipの募集広告を行った。
3)WFUMBとAFSUMBのEducation Programに協力した。

7. 教育委員会(委員長　中 谷　敏)
a. 平成25年5月24日(金)から25日(土)に大阪国際会議場(大阪府)を会場として、第12回教育セッションを開催し、935名の参加があった。
b. 第87回学術集会会期中に横浜にて開催予定の「第13回教育セッション」の企画を検討し、開催に向けての準備を行った。
c. 平成25年8月3日(土)にさっぽろ芸文館(札幌市)を会場として、「超音波講習会(消化器)」を開催し、121名の参加があった。
d. 平成25年8月31日(土)にパシフィコ横浜(横浜市)を会場として、「超音波講習会(急性疾患)」を開催し、256名の参加があった。
e. 平成25年10月12日(土)に毎日ビルディングオーバルホール(大阪市)を会場として、「超音波講習会(心エコー)」を開催し、120名の参加があった。
f. 平成25年12月8日(日)に日本橋三井ホール(東京都)を会場として、「超音波講習会(乳腺・甲状腺)」を開催し、366名の参加があった。
g. 平成26年度に開催予定の「超音波診断講習会」の企画を検討し、開催に向けての準備を行った。
h. 平成25年11月23日(土)にパシフィコ横浜(横浜市)を会場として、「第1回乳房エラストグラフィ講習会」を開催し、45名の参加があった。

i. 平成25年度に実施された第12回教育セッション、及び各超音波診断講習会(消化器は除く)の模様をWEB配信した。
j. 超音波専門医制度委員会と合同で「超音波専門医研修カリキュラム」改訂に向けて検討を行った。

8. 超音波専門医制度委員会(委員長　貴田岡正史)
a. 平成25年度に認定した研修施設(新規19施設、更新31施設)に対し、平成25年4月1日付で認定証を交付し、併せて学会誌に公示した。(超音波医学第40巻3号)
b. 第23回超音波専門医認定試験を実施(受験者数127名、合格率80.3%)合格者102名に対して専門医の認定、及び登録を行い、学会誌に公示した。併せて平成25年10月1日付で超音波専門医認定証を交付した。(超音波医学第40巻6号)
c. 第19回超音波専門医資格更新を実施し、更新者375名、猶予・保留者9名の認定、及び登録を行い、学会誌に公示した。併せて更新者へは平成25年10月1日付で超音波専門医認定証を交付した。(超音波医学第40巻6号)
d. 平成25年度超音波指導医の委嘱審査を行い、新規29名、及び再委嘱85名の委嘱を行い、学会誌に公示し、併せて平成25年12月1日付で超音波指導医認定証を交付した。(超音波医学第41巻1号)
e. 第24回超音波専門医認定試験のための試験委員会を組織し、同認定試験実施に関する会告を公示した。(超音波医学第41巻1号)
f. 第20回超音波専門医更新に関する会告を公示した。(超音波医学第41巻2号)
g. 平成26年度研修施設の指定に向けての審査を行い、新規16施設、更新34施設を指定して、平成26年4月1日付で認定証を交付し、併せて学会誌に公示する予定である。(超音波医学第41巻3号)
h. 社団法人日本専門医制評価・認定制機構総会及びセミナーに出席した。
i. 教育委員会と共に超音波専門医研修カリキュラム策定小委員会を組織し、超音波専門医研修カリキュラム(第2版)を公示した。
j. 超音波専門医研修プログラム検討小委員会を組織し、専門医制度の改正を行った。

9. 顕彰委員会(委員長　岡 井　　崇)
a. 第15回特別学会賞の選考を行い、2名に授賞した。
b. 第12回松尾賞の選考を行い、1名に授賞した。
c. 第13回技術賞の選考を行い、1名に授賞した。
d. 第27回菊池賞(論文賞)の選考を行い、2編を授賞した。
e. 第8回伊東賞(論文賞)の選考を行い、2編を授賞した。
f. 第14回奨励賞の選考を行い、6名に授賞した。
g. 第2回新人賞(地方会)の選考を行い、7名に授賞した。
h. 新人賞の規約の一部改訂を行った。

10. 超音波検査士制度委員会(委員長　増 山　　理)
a. 第29回超音波検査士認定試験を実施し、合格者1,341名に対して検査士の認定、及び登録を行い、学会誌に公示し、併せて平成26年4月1日付で超音波検査士認定証、及び超音波検査士カードを交付した。(超音波医学第41巻3号)
b. 2014年超音波検査士資格更新を実施し、更新者1,827名、猶予・保留者82名の認定、及び登録を行い、学会誌に公示する予定である。併せて更新者へは平成26年4月1日付で超音波検査士認定証、及び超音波検査士カードを交付した。(超音波医学第41巻3号)
c. 第2回指導検査士(腹部領域)認定試験を実施し、合格者3名に対して指導検査士(腹部領域)の認定、及び登録を行い、学会誌に公示し、併せて平成26年4月1日付で指導検査士(腹部領域)認定証を交付した。(超音波医学第41巻2号)
d. 超音波検査士制度の育成と増進を図った。
e. 超音波検査士制度を充実を図った。

11. 超音波工学フェロー認定審査委員会(委員長　椎 名　　毅)
a. 第15回超音波工学フェローの公募を行い、申請者2名に対して、認定審査を行い、適格と判定した2名を理事会の議を経て工学フェローの認定、及び登録を行い、学会誌に公示し、併せて平成25年10月1日付で希望者には認定証を交付した。(超音波医学第40巻6号)
b. 第10回超音波工学フェロー資格更新を実施し、認定審査を行い、適格と判定した更新者3名の認定、及び登録を行い、学会誌に公示し、併せて更新者へは平成25年10月1日付で希望者には認定証を交付した。　(超音波医学第40巻6号)
c. 超音波工学フェロー制度の活性化の議論を行い、対象者となる可能性のある会員への周知徹底を行った。
d. 超音波工学フェロー制度に関す得る規約の見直しを行った。

12. 研究開発促進委員会(委員長　住 野 泰 清)
a. 平成25年度研究開発班設置申請9件の審査を行い、9件(継続3件・新規6件)の開発班の設置を認可したが、交付金減額故に1件辞退あり。
b. 平成25年度研究会設置申請3件の審査を行い、以下3件(継続1件・新規2件)の研究会の設置を認可した。
1) 超音波医学の基礎技術に関する研究会
2) 超音波分子診断治療研究会
3) 光超音波画像研究会
c. 平成26年度研究開発班設置申請に関する会告を公示し、応募書類を審査した。(超音波医学第40巻4号)
d. 平成26年度研究会設置申請に関する会告を公示し、応募書類を審査した。(超音波医学第40巻4号)
e. 第86回学術集会会期中に「新技術開発セッション」を実施した。
f. 第86回学術集会会期中に「研究成果発表会」を実施した。

13. 倫理委員会(委員長　谷 口 信 行)
利益相反に関する全体的なマネージメントを行った。

14. 学術集会委員会(委員長　森 安 史 典)
第87回学術集会が関連学会等と同時開催されることから、実行委員会を通じて今後の在り方について検討した。

15. 広報委員会(委員長　金 井　　浩)
本会ホームページ全般についての修正と管理を行い、利便性の向上を図った。

16. 地方会委員会(委員長　千 田 彰 一)
a. 地方会に関する事業の発展、充実及び円滑な運営の促進
1) 各地方会の事業が円滑に運営されるよう指導及び助言を行った。
2) 地方会交付金の算定を行い、交付した。
3) 地方会学術集会に関して助言を行った。
4) 地方会講習会に関して助言を行った。
5) 学術集会委員会と共同して正会員増加に関する検討を行った。
b. 地方会委員会会議及び地方会運営委員長会議を開催し、各地方会相互の連絡を緊密に行った。
c. 地方会を通じて正会員数増加の推進を行った。
d. 各地方会学術集会演題受付Webシステムを利用し、抄録のweb掲載を行った。

17. 新公益法人への移行検討委員会(委員長　千 田 彰 一)

平成25年3月21日付で「一般社団法人」として認可を受け、平成25年4月1日付で移行登記を完了した。

18. 利益相反委員会(委員長　岡 井　　崇)
会員の利益相反に関するマネージメントを行った。

19. 会員資格審査関係(担当理事(主)　飯 島 尋 子)
会員の取扱規則に従い、会員資格に関する下記認定の審査を行った。
1)入会希望者及び退会希望者の審査
2)除名該当者の審査
3)会員種別変更希望者の審査
4)休会希望者の審査

20. 規約関係(担当理事(主)　尾 辻　　豊)
本会定款変更に伴い、諸規約等の改正を行った。また新たな規約の制定を行った。(XI項参照)

XⅢ. 日本医学会関係(担当理事　竹 中　　克)
1. 日本医学会臨時評議員会、及び第81回定例評議員会に出席した。
2. 平成25年度日本医学会分科会用語委員会に出席した。

XⅣ. 附属明細書
記載すべき事項なし。

（資料 2）

平成25年度決算報告書

1. 財務諸表・附属明細書・財産目録
   1．1 貸借対照表
      付. 貸借対照表 内訳表

   1．2 正味財産増減計算書
      付. 正味財産増減計算書 内訳表

   1．3 財務諸表に対する注記

   1．4 附属明細書

   1．5 財産目録

2. 収支計算書（資金収支計算ベース）

   2．1 収支計算書（資金収支計算ベース）

   2．2 収支計算書（資金収支計算ベース）に対する注記

1．1　貸借対照表　　平成26年3月31日現在

（単位：円）

科目	当年度	前年度	増減
Ⅰ 資産の部			
1.流動資産			
現金預金	87,490,271	102,174,455	△ 14,684,184
未収入金	721,676	673,225	48,451
前払金	6,637,700	4,767,268	1,870,432
仮払金	182,848	5,418,138	△ 5,235,290
流動資産　合計	95,032,495	113,033,086	△ 18,000,591
2.固定資産			
(1)基本財産			
基本財産	36,000,000	36,000,000	0
基本財産　合計	36,000,000	36,000,000	0
(2)特定資産			
退職給付引当預金	16,986,010	16,086,010	900,000
減価償却引当預金	2,500,000	2,500,000	0
国際交流基金	4,500,000	4,500,000	0
名簿刊行基金	10,000,000	10,000,000	0
事務所整備基金	30,000,000	30,000,000	0
学術奨励基金	94,500,000	94,500,000	0
松尾賞基金	1,500,000	2,000,000	△ 500,000
研究開発班設置基金	25,000,000	30,000,000	△ 5,000,000
伊東賞基金	20,536,631	21,536,631	△ 1,000,000
特定資産　合計	205,522,641	211,122,641	△ 5,600,000
(3)その他固定資産			
建物付属設備	3,690,600	3,690,600	0
什器備品	7,291,550	6,661,550	630,000
減価償却累計額	△ 8,122,753	△ 7,193,714	△ 929,039
敷金	15,176,700	15,176,700	0
その他固定資産　合計	18,036,097	18,335,136	△ 299,039
固定資産合計	259,558,738	265,457,777	△ 5,899,039
資産合計	354,591,233	378,490,863	△ 23,899,630
Ⅱ 負債の部			
1.流動負債			
未払金	1,495,030	5,361,670	△ 3,866,640
前受会費	1,054,000	1,219,000	△ 165,000
前受金	313,200	390,000	△ 76,800
預り金	232,295	193,900	38,395
会費仮受金	2,064,000	2,119,500	△ 55,500
仮受金	0	36,000	△ 36,000
賞与引当金	3,437,696	2,784,179	653,517
流動負債合計	8,596,221	12,104,249	△ 3,508,028
2.固定負債			
退職給付引当金	55,505,610	51,088,020	4,417,590
固定負債合計	55,505,610	51,088,020	4,417,590
負債合計	64,101,831	63,192,269	909,562
Ⅲ 正味財産の部			
1.指定正味財産	0	0	0
指定正味財産合計	0	0	0
2.一般正味財産	290,489,402	315,298,594	△ 24,809,192
（うち基本財産への充当額）	（ 36,000,000 ）	（ 36,000,000 ）	（ 0 ）
（うち特定資産への充当額）	（ 188,536,631 ）	（ 195,036,631 ）	（ △ 6,500,000 ）
正味財産合計	290,489,402	315,298,594	△ 24,809,192
負債および正味財産合計	354,591,233	378,490,863	△ 23,899,630

1．1ー付　貸借対照表 内訳表　　平成26年3月31日現在

（単位：円）

科目	実施事業会計	その他会計	法人会計	内部取引消去	合計
Ⅰ 資産の部					
1.流動資産					
現金預金	0	21,301,576	66,188,695		87,490,271
未収入金	147,000	55,000	519,676		721,676
前払金	4,880,700	1,285,000	472,000		6,637,700
仮払金	182,848	0	0		182,848
流動資産　合計	5,210,548	22,641,576	67,180,371	0	95,032,495
2.固定資産					
(1)基本財産					
基本財産	0	0	36,000,000	0	36,000,000
基本財産　合計	0	0	36,000,000	0	36,000,000
(2)特定資産					
退職給付引当預金	0	0	16,986,010	0	16,986,010
減価償却引当預金	0	0	2,500,000	0	2,500,000
国際交流基金	4,500,000	0	0	0	4,500,000
名簿刊行基金	0	0	10,000,000	0	10,000,000
事務所整備基金	0	0	30,000,000	0	30,000,000
学術奨励基金	94,500,000	0	0	0	94,500,000
松尾賞基金	1,500,000	0	0	0	1,500,000
研究開発班設置基金	25,000,000	0	0	0	25,000,000
伊東賞基金	20,536,631	0	0	0	20,536,631
特定資産　合計	146,036,631	0	59,486,010	0	205,522,641
(3)その他固定資産					
建物付属設備	0	0	3,690,600	0	3,690,600
什器備品	1,055,250	0	6,236,300	0	7,291,550
減価償却累計額	△ 300,038	0	△ 7,822,715	0	△ 8,122,753
敷金	0	0	15,176,700	0	15,176,700
その他固定資産　合計	755,212	0	17,280,885	0	18,036,097
固定資産合計	146,791,843	0	112,766,895	0	259,558,738
資産合計	152,002,391	22,641,576	179,947,266	0	354,591,233
Ⅱ 負債の部					
1.流動負債					
未払金	282,780	139,650	1,072,600	0	1,495,030
前受会費	0	0	1,054,000	0	1,054,000
前受金	43,200	270,000	0	0	313,200
預り金	0	0	232,295	0	232,295
会費仮受金	0	0	2,064,000	0	2,064,000
仮受金	0	0	0	0	0
賞与引当金	0	0	3,437,696	0	3,437,696
流動負債合計	325,980	409,650	7,860,591	0	8,596,221
2.固定負債					
退職給付引当金	0	0	55,505,610	0	55,505,610
固定負債合計	0	0	55,505,610	0	55,505,610
負債合計	325,980	409,650	63,366,201	0	64,101,831
Ⅲ 正味財産の部					
1.指定正味財産	0	0	0	0	0
指定正味財産合計	0	0	0	0	0
2.一般正味財産	151,676,411	22,231,926	116,581,065	0	290,489,402
（うち基本財産への充当額）	(0)	(0)	(36,000,000)	(0)	(36,000,000)
（うち特定資産への充当額）	(146,036,631)	(0)	(42,500,000)	(0)	(188,536,631)
正味財産合計	151,676,411	22,231,926	116,581,065	0	290,489,402
負債および正味財産合計	152,002,391	22,641,576	179,947,266	0	354,591,233

1．2 正味財産増減計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで　　（単位：円）

科目	当年度	前年度	増減	備考
Ⅰ 一般正味財産増減の部				
1.経常増減の部				
(1)経常収益				
基本財産運用収入	8,606	14,439	△ 5,833	
特定資産運用収入	11,708	19,950	△ 8,242	
入会金収入	1,463,000	1,478,000	△ 15,000	
会費収入	154,845,000	153,904,000	941,000	
事業収入	246,622,828	242,436,873	4,185,955	
参加費収入	(82,114,000)	(84,016,000)	(△ 1,902,000)	
共催セミナー収入ほか	(91,050,090)	(85,052,819)	(5,997,271)	
広告収入	(7,026,000)	(7,305,750)	(△ 279,750)	
試験・新規認定収入	(48,293,000)	(48,096,500)	(196,500)	
更新認定収入	(13,134,000)	(11,774,500)	(1,359,500)	
学会誌別刷収入	(199,500)	(348,000)	(△ 148,500)	
資料頒布収入	(4,369,000)	(5,187,390)	(△ 818,390)	
著作権・印税収入	(437,238)	(655,914)	(△ 218,676)	
寄付金収入	3,970,000	8,312,500	△ 4,342,500	
補助金・助成金収入	1,500,000	1,686,000	△ 186,000	
受取利息収入	56,107	72,892	△ 16,785	
雑収入	104,277	70,374	33,903	
経常収益計	408,581,526	407,995,028	586,498	
(2)経常費用				
事業費	390,810,237	371,644,762	19,165,475	
学会誌出版費	(55,249,856)	(42,395,206)	(12,854,650)	
発送経費	(11,426,148)	(9,789,154)	(1,636,994)	
校正費	(2,700,529)	(3,140,175)	(△ 439,646)	
表彰関係費	(6,327,180)	(7,433,720)	(△ 1,106,540)	
奨学金	(3,200,000)	(3,400,000)	(△ 200,000)	
給与手当	(28,223,211)	(27,296,840)	(926,371)	
臨時雇い賃金	(8,397,039)	(14,081,131)	(△ 5,684,092)	
法定福利費	(4,817,812)	(4,611,913)	(205,899)	
職員交通費	(1,020,012)	(1,347,111)	(△ 327,099)	
会計顧問料	(525,000)	(525,000)	(0)	
事務所賃借料	(13,132,548)	(13,514,319)	(△ 381,771)	
備品費	(0)	(0)	(0)	
文具消耗品費	(11,859,282)	(8,845,041)	(3,014,241)	
光熱水料	(702,363)	(677,908)	(24,455)	
会場・会議費	(110,633,958)	(119,281,789)	(△ 8,647,831)	学術集会会場費等
印刷費	(23,837,305)	(22,366,620)	(1,470,685)	
通信・運搬費	(8,545,197)	(9,260,076)	(△ 714,879)	
旅費・交通費	(22,048,398)	(21,142,575)	(905,823)	
頒布資料印刷費	(5,044,295)	(7,537,194)	(△ 2,492,899)	
WFUMB機関誌購入費	(758,625)	(673,672)	(84,953)	
払込手数料	(171,688)	(149,677)	(22,011)	
システム運営費	(10,459,464)	(11,774,267)	(△ 1,314,803)	
租税公課	(1,158,665)	(1,391,532)	(△ 232,867)	
業務委託費	(28,357,252)	(14,888,781)	(13,468,471)	
会費・分担金	(3,348,068)	(2,323,969)	(1,024,099)	AFSUMB分担金を含む
関連行事費	(10,173,768)	(7,489,634)	(2,684,134)	
諸謝金	(12,179,705)	(11,345,872)	(833,833)	
雑費	(525,106)	(93,372)	(431,734)	
賞与引当金繰入額	(2,320,445)	(1,879,321)	(441,124)	
退職給付費用	(2,981,873)	(2,307,356)	(674,517)	
減価償却費	(685,445)	(681,538)	(3,907)	
管理費	42,580,481	38,866,328	3,714,153	
給与手当	(13,941,361)	(13,927,167)	(14,194)	
会計顧問料	(840,000)	(840,000)	(0)	
福利厚生費	(713,335)	(633,048)	(80,287)	
法定福利費	(2,319,706)	(2,220,550)	(99,156)	
職員交通費	(491,128)	(648,609)	(△ 157,481)	
事務所賃借料	(6,239,824)	(6,416,815)	(△ 176,991)	
事務用機器賃借料	(838,110)	(776,055)	(62,055)	
備品費	(0)	(160,390)	(△ 160,390)	
文具消耗品費	(277,893)	(376,781)	(△ 98,888)	
光熱水料	(338,195)	(326,400)	(11,795)	

科目	当年度	前年度	増減	備考
事務OA化費	(609,860)	(197,185)	(412,675)	
会場・会議費	(642,374)	(713,529)	(△ 71,155)	
印刷費	(2,141,945)	(1,040,612)	(1,101,333)	
通信・運搬費	(2,169,187)	(974,628)	(1,194,559)	
旅費交通費	(3,762,350)	(3,616,010)	(146,340)	
租税公課	(696,035)	(889,668)	(△ 193,633)	
払込手数料	(1,791,644)	(1,805,309)	(△ 13,665)	
システム運営費	(229,950)	(100,800)	(129,150)	
会費・分担金	(575,500)	(375,500)	(200,000)	
保険料	(138,220)	(0)	(138,220)	
業務委託費	(512,280)	(0)	(512,280)	
雑費	(515,022)	(524,266)	(△ 9,244)	
賞与引当金繰入額	(1,117,251)	(904,858)	(212,393)	
退職給付費用	(1,435,717)	(1,110,949)	(324,768)	
減価償却費	(243,594)	(287,198)	(△ 43,604)	
経常費用計	433,390,718	410,511,090	22,879,628	
当期経常増減額	△ 24,809,192	△ 2,516,062	△ 22,293,130	
当期一般正味財産増減額	△ 24,809,192	△ 2,516,062	△ 22,293,130	
一般正味財産期首残高	315,298,594	317,814,656		
一般正味財産期末残高	290,489,402	315,298,594		
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0			
指定正味財産期首残高	0			
指定正味財産期末残高	0			
III 正味財産期末残高	290,489,402	315,298,594		

1．2ー付　正味財産増減計算書　内訳書
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

科目	実施事業会計 継1 学術集会事業	継2 講習会事業	継3 超音波用語標準化事業	継4 研究開発促進事業	継5 国際交流事業	継6 出版事業	実施事業会計 小計	その他事業会計 その他1 資格認定事業	その他2 会員相互補助事業	その他事業会計 小計	法人会計	内部取引控除	合計
I 一般正味財産増減の部													
1.経常増減の部													
(1)経常収益													
基本財産運用収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,606		8,606
特定資産運用収入	4,834	0	0	5,977	897	0	11,708	0	0	0	0		11,708
入会金収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,463,000		1,463,000
会費収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	154,845,000		154,845,000
参加費収入	70,779,000	11,335,000	0	0	0	0	82,114,000	0	0	0	0		82,114,000
共催セミナー収入ほか	91,050,090	0	0	0	0	0	91,050,090	0	0	0	0		91,050,090
広告収入	5,266,000	0	0	0	0	1,760,000	7,026,000	0	0	0	0		7,026,000
試験・新規認定収入	0	0	0	0	0	0	0	48,293,000	0	48,293,000	0		48,293,000
更新認定収入	0	0	0	0	0	0	0	13,134,000	0	13,134,000	0		13,134,000
学会誌別刷収入	0	0	0	0	0	199,500	199,500	0	0	0	0		199,500
資料頒布収入	288,000	—	—	0	602,000	3,479,000	4,369,000	—	—	0	0		4,369,000
著作権・印税収入	0	0	0	0	0	165,078	165,078	272,160	0	272,160	0		437,238
寄付金収入	3,970,000	0	0	0	0	0	3,970,000	0	0	0	0		3,970,000
補助金・助成金収入	1,500,000	0	0	0	0	0	1,500,000	0	0	0	0		1,500,000
受取利息収入	5,529	0	0	522	0	0	6,051	0	0	0	50,056		56,107
雑収入	81,799	0	0	2,478	0	0	84,277	0	0	0	20,000		104,277
経常収益計	172,945,252	11,335,000	0	8,977	602,897	5,603,578	190,495,704	61,699,160	0	61,699,160	156,386,662	0	408,581,526
(2)経常費用													
事業費													
学会誌出版費	0	0	0	0	0	55,249,856	55,249,856	0	0	0			55,249,856
発送経費	0	0	0	0	72,138	11,354,010	11,426,148	0	0	0			11,426,148
校正費	0	0	735,993	0	0	1,964,536	2,700,529	0	0	0			2,700,529
表彰関係費	6,327,180	0	0	0	0	0	6,327,180	0	0	0			6,327,180
奨学金	0	0	0	0	3,200,000	0	3,200,000	0	0	0			3,200,000
給与手当	8,624,428	1,749,846	2,697,712	2,248,040	1,011,520	3,401,029	19,732,575	7,465,383	1,025,253	8,490,636			28,223,211
臨時雇い賃金	7,310,204	105,000	0	77,000	0	0	7,492,204	904,835	0	904,835			8,397,039
法定福利費	1,498,875	285,500	428,250	392,561	142,749	606,688	3,354,623	1,284,752	178,437	1,463,189			4,817,812
職員交通費	317,337	60,445	90,668	83,112	30,222	128,446	710,230	272,004	37,778	309,782			1,020,012
会計顧問料	525,000	0	0	0	0	0	525,000	0	0	0			525,000
事務所賃借料	4,204,822	767,976	1,151,964	1,055,967	383,988	1,631,950	9,196,667	3,455,896	479,985	3,935,881			13,132,548
備品費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
文具消耗品費	2,945,392	18,740	302,598	8,496,771	0	22,975	11,786,476	72,806	0	72,806			11,859,282
光熱水料	218,513	41,621	62,432	57,229	20,810	88,446	489,051	187,299	26,013	213,312			702,363
会場・会議費	96,509,240	5,051,448	908,051	322,741	14,175	108,000	102,913,655	7,720,303	0	7,720,303			110,633,958
印刷費	18,925,717	480,460	11,025	710,425	19,950	0	20,147,577	3,689,728	0	3,689,728			23,837,305
通信・運搬費	2,741,169	371,097	192,786	192,878	78,442	329,466	3,905,838	4,425,164	214,195	4,639,359			8,545,197
旅費・交通費	9,021,627	2,959,690	4,090,320	1,575,511	245,020	1,431,420	19,323,588	2,724,810	0	2,724,810			22,048,398
頒布資料印刷費	0	—	—	0	0	5,044,295	5,044,295	—	—	0			5,044,295
WFUMB機関誌購入費	0	0	0	0	758,625	0	758,625	0	0	0			758,625
払込手数料	94,641	53,900	0	14,647	0	8,500	171,688	0	0	0			171,688
システム運営費	7,708,380	315,000	0	52,500	0	2,383,584	10,459,464	0	0	0			10,459,464
租税公課	774,956	62,464	0	0	0	8,923	846,343	312,322	0	312,322			1,158,665
業務委託費	26,230,002	0	1,081,500	74,500	0	0	27,386,002	971,250	0	971,250			28,357,252
会費・分担金	0	0	540,000	0	2,430,568	0	2,970,568	377,500	0	377,500			3,348,068
開運行事費	10,173,768	0	0	0	0	0	10,173,768	0	0	0			10,173,768
雑謝金	4,748,789	2,861,804	0	0	180,000	242,452	8,033,045	4,146,660	0	4,146,660			12,179,705
雑費	477,856	0	0	0	0	0	477,856	47,250	0	47,250			525,106
賞与引当金繰入額	731,916	127,508	206,262	189,073	68,753	292,204	1,615,716	618,786	85,943	704,729			2,320,445
退職給付費用	927,694	176,704	265,056	242,968	88,352	375,495	2,076,269	795,165	110,439	905,604			2,981,873
減価償却費	157,390	29,978	224,518	41,221	14,989	63,705	531,801	134,907	18,737	153,644			685,445
事業費計	211,194,896	15,519,181	12,989,135	15,827,144	8,760,301	84,735,980	349,026,637	39,606,820	2,176,780	41,783,600	0	0	390,810,237
管理費													
給与手当											13,941,361		13,941,361
会計顧問料											840,000		840,000
福利厚生費											713,335		713,335
法定福利費											2,319,706		2,319,706
職員交通費											491,128		491,128
事務所賃借料											6,239,824		6,239,824
事務用機器賃借料											838,110		838,110
備品費											0		0
文具消耗品費											277,893		277,893
光熱水料											338,195		338,195
事務OA化費											609,860		609,860
会場・会議費											642,374		642,374
印刷費											2,141,945		2,141,945
通信・運搬費											2,169,187		2,169,187
旅費交通費											3,762,350		3,762,350
租税公課											696,035		696,035
払込手数料											1,791,644		1,791,644
システム運営費											229,950		229,950
会費・分担金											575,500		575,500
保険料											138,220		138,220
業務委託費											512,280		512,280
雑費											515,022		515,022
賞与引当金繰入額											1,117,251		1,117,251
退職給付費用											1,435,717		1,435,717
減価償却費											243,594		243,594
管理費計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42,580,481	0	42,580,481
経常費用計	211,194,896	15,519,181	12,989,135	15,827,144	8,760,301	84,735,980	349,026,637	39,606,820	2,176,780	41,783,600	42,580,481	0	433,390,718
当期経常増減額	△ 38,249,644	△ 4,184,181	△ 12,989,135	△ 15,818,167	△ 8,157,404	△ 79,132,402	△ 158,530,933	22,092,340	△ 2,176,780	19,915,560	113,806,181	0	△ 24,809,192
他会計振替額							124,510,202			△ 19,915,560	△ 104,594,642	0	0
当期正味財産増減額							△ 34,020,731			0	9,211,539	0	△ 24,809,192
正味財産期首残高							185,697,142			22,231,926	107,369,526	0	315,298,594
正味財産期末残高							151,676,411			22,231,926	116,581,065	0	290,489,402
II 正味財産期末残高							151,676,411			22,231,926	116,581,065	0	290,489,402
各事業グループの内訳は右記のとおりである	学術集会 地方会 顕彰委員会 教育セッション	講習会 教育委員会	用語診断基準委員会 機器及び安全に関する委員会	研究開発促進委員会	国際交流委員会 WFUMB関連事業	編集委員会 広報委員会 頒布資料関係		専門医委員会 工学フェロー委員会 検査士委員会	企画委員会				

1．3 財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

（1）固定資産の減価償却の方法
法人税法に規定する定額法による。

（2）引当金の計上基準
①退職給付引当金
職員に対する退職給与の支給に備えるため、法人都合による期末要支給額を計上している。
②賞与引当金
職員に支給する賞与の支出に充当するため、支給見込額を計上している。

（3）消費税等の会計処理
税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減及びその残高は、次のとおりである。

（単位：円）

科　目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	備考
基本財産					
定期預金	36,000,000	0	0	36,000,000	
小　計	36,000,000	0	0	36,000,000	
特定資産					
退職給付引当預金	16,086,010	900,000		16,986,010	
減価償却引当預金	2,500,000			2,500,000	
国際交流基金	4,500,000			4,500,000	
名簿刊行基金	10,000,000			10,000,000	
事務所整備基金	30,000,000			30,000,000	
学術奨励基金	94,500,000			94,500,000	
松尾賞基金	2,000,000		500,000	1,500,000	
研究開発班設置基金	30,000,000		5,000,000	25,000,000	
伊東賞基金	21,536,631		1,000,000	20,536,631	
小　計	211,122,641	900,000	6,500,000	205,522,641	
合　計	247,122,641	900,000	6,500,000	241,522,641	

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

（単位：円）

科　目	当期末残高	（うち指定正味財産からの充当額）	（うち一般正味財産からの充当額）	（うち負債に対応する額）
基本財産			0	
定期預金	36,000,000	0	36,000,000	0
小　計	36,000,000	0	36,000,000	0
特定資産				
退職給付引当預金	16,986,010	－	－	16,986,010
減価償却引当預金	2,500,000	－	2,500,000	－
国際交流基金	4,500,000	－	4,500,000	－
名簿刊行基金	10,000,000	－	10,000,000	－
事務所整備基金	30,000,000	－	30,000,000	－
学術奨励基金	94,500,000	－	94,500,000	－
松尾賞基金	1,500,000	－	1,500,000	－
研究開発班設置基金	25,000,000	－	25,000,000	－
伊東賞基金	20,536,631	－	20,536,631	－
小　計	205,522,641	0	188,536,631	16,986,010
合　計	241,522,641	0	224,536,631	16,986,010

4. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

（単位：円）

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	備考
研究助成金	一般財団法人代謝異常治療研究基金ほか	0	1,500,000	1,500,000	0	注
合計		0	1,500,000	1,500,000	0	

注）いずれも当該事業年度内に目的たる支出が完了するため、貸借対照表上の記載はありません。

1．4　附属明細書

1．基本財産及び特定資産の明細

「公益法人会計基準」の運用指針（平成20年4月11日　平成21年10月16日改正　内閣府公益認定等委員会）に定める附属明細書の記載上の留意事項に従い、財務諸表の注記3及び4に記載しているので、内容の記載を省略している。

2．引当金の明細

引当金の明細は、次のとおりである。　（単位：円）

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	51,088,020	4,417,590			55,505,610
賞与引当金	2,784,179	3,437,696	2,784,179		3,437,696

以上

1．5 財産目録　　平成26年3月31日現在

（単位：円）

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
（流動資産）			
現金	手許保管	運転資金	154,743
預金	りそな銀行　本郷支店	同上	33,172,633
	りそな銀行　本郷支店	同上	990,116
	りそな銀行　本郷支店	同上	21,253,258
	りそな銀行　本郷支店	同上	1,021,687
	みずほ銀行　本郷支店	同上	9,173,210
	三菱東京UFJ銀行　本郷支店	同上	8,317,058
	三菱東京UFJ銀行　春日町支店	同上	1,061,747
郵便振替	00130-8-93294	同上	12,345,819
未収入金	会費に関する未収額	法人会計の未収分	519,676
	広告等に関する未収額	出版事業の未収分	147,000
	認定料等に関する未収額	認定事業の未収分	55,000
前払金	会費・分担金等に関する前払い	法人会計の前払分	472,000
	会費・分担金等に関する前払い	医用超音波の普及事業の前払分	200,000
	学術集会補助金分前払い	学術集会事業の前払分	4,000,000
	会場費等に関する前払い	講習会事業の前払分	680,700
	会場費等に関する前払い	認定事業の前払分	1,285,000
仮払金	地方会学術集会残金等	学術集会事業ほかの未返金分	182,848
流動資産　合計			95,032,495
（固定資産）			
基本財産			
預金	三井住友信託銀行　芝営業部（定期預金）	法人の基本財産として管理されている財産	36,000,000
特定資産			
退職給付引当預金	りそな銀行本郷支店（定期預金）	退職給付引当金に対応する積立資産	16,986,010
減価償却引当預金	りそな銀行本郷支店（定期預金）	法人の管理運営の用に供するために保有している	2,500,000
国際交流基金	三菱東京UFJ銀行　本郷支店（定期預金）	国際交流事業の基金	4,500,000
名簿刊行基金	りそな銀行本郷支店（定期預金）	法人の管理運営の用に供するために保有している	10,000,000
事務所整備基金	三菱東京UFJ銀行　春日町支店（定期預金）	同上	30,000,000
学術奨励基金	三菱東京UFJ銀行　本郷支店（定期預金）	調査研究及び教育・啓蒙に関する事業の基金	9,000,000
学術奨励基金	みずほ銀行　本郷支店（定期預金）	同上	85,500,000
松尾賞基金	ゆうちょ銀行（定期貯金）	顕彰事業の基金	1,500,000
研究開発班設置基金	三菱東京UFJ銀行　本郷支店（定期預金）	研究開発班事業の基金	25,000,000
伊東賞基金	みずほ銀行　本郷支店（定期預金）	顕彰事業の基金	20,536,631
その他固定資産			
建物付属設備	事務所に付随する設備	法人の管理運営に供している資産	3,690,600
什器備品	会議テーブル、椅子、音響システムほか	医用超音波の普及事業及び法人の管理運営に供している資産	7,291,550
減価償却累計額	長期利用資産の経費化累計額	各事業と法人の管理運営業務に関連した左記累計額（定額法）	△ 8,122,753
敷金	事務所借室　お茶の水センタービル	法人の管理運営に供している資産	15,176,700
固定資産　合計			259,558,738
資産　合計			354,591,233
（流動負債）			
未払金	未払消費税	消費税未払分	1,000,000
	未払法人税	法人都民税未払分	70,000
	派遣スタッフ賃金	認定事業に関する未払金	139,650
	用語診断基準小委員会会議費	超音波用語標準化事業に関する未払金	282,780
	保険委員会会議費	法人会計の未払分	2,600
前受会費	次年度以降会費受入額	法人の運営管理業務に関連した前受金	1,054,000
前受金	試験・更新に関する受入額	認定事業の前受金	270,000
	頒布資料に関する受入額	学会誌年間購読の前受金	43,200
預り金	雇用保険に関する預り金	各事業と法人の管理運営業務に関連した引当金	232,295
会費仮受金	新規入会金・初年度会費等に関する受入額	法人の運営管理業務に関連した仮受金	2,064,000
賞与引当金	平成26年6月の職員賞与支給の見込み額	各事業と法人の管理運営業務に関連した引当金	3,437,696
流動負債　合計			8,596,221
（固定負債）			
退職給付引当金	平成25年度末日における法人都合による期末要支給額	各事業と法人の管理運営業務に関連した引当金（簡便法）	55,505,610
固定負債　合計			55,505,610
負債　合計			64,101,831
正味財産			290,489,402

2．1　収支計算書（資金収支計算ベース）
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

（単位：円）

科　　目	予　算　額	決　算　額	増　　減	備　　考
Ⅰ　事業活動収支の部				
1．事業活動収入				
基本財産運用収入	10,800	8,606	2,194	
入会金収入	1,179,000	1,463,000	△ 284,000	
会費収入	154,646,500	154,845,000	△ 198,500	
正会員会費	(103,961,000)	(102,322,000)	(1,639,000)	
準会員会費	(48,273,000)	(50,030,500)	(△ 1,757,500)	
学生会員会費	(52,500)	(49,000)	(3,500)	
賛助会員会費	(2,360,000)	(2,443,500)	(△ 83,500)	
学術集会収入	111,088,000	128,989,536	△ 17,901,536	86回学術集会（開催地：大阪）
参加費収入	(44,550,000)	(52,523,000)	(△ 7,973,000)	
共催セミナー収入ほか	(60,054,000)	(73,743,600)	(△ 13,689,600)	
広告収入	(1,984,000)	(609,000)	(1,375,000)	
寄付金収入	(1,000,000)	(600,000)	(400,000)	
補助金・助成金収入	(3,500,000)	(1,500,000)	(2,000,000)	
受取利息	(0)	(2,936)	(△ 2,936)	
雑収入	(0)	(11,000)	(△ 11,000)	
地方会収入	40,159,000	41,110,083	△ 951,083	
参加費収入	(16,005,000)	(15,451,000)	(554,000)	
共催セミナー収入ほか	(15,177,000)	(17,306,490)	(△ 2,129,490)	
広告収入	(5,135,000)	(4,657,000)	(478,000)	
資料頒布収入	(0)	(288,000)	(△ 288,000)	
寄付金収入	(3,842,000)	(3,370,000)	(472,000)	
受取利息	(0)	(2,593)	(△ 2,593)	
雑収入	(0)	(35,000)	(△ 35,000)	
地方会（本部）・委員会	0	35,799	△ 35,799	
雑収入	(0)	(35,799)	(△ 35,799)	
学会誌収入	2,230,000	2,667,078	△ 437,078	
学会誌別刷収入	(160,000)	(199,500)	(△ 39,500)	
広告収入	(1,540,000)	(1,760,000)	(△ 220,000)	
著作権・印税収入	(110,000)	(165,078)	(△ 55,078)	著作権使用料
資料頒布収入	(420,000)	(542,500)	(△ 122,500)	抄録集頒布代ほか
研究開発促進関係収入	7,500	5,977	1,523	
特定資産運用収入	(7,500)	(5,977)	(1,523)	
研究開発班関係収入	0	2,875	△ 2,875	
受取利息	(0)	(397)	(△ 397)	
雑収入	(0)	(2,478)	(△ 2,478)	自己資金持ち出し
研究会関係収入	0	125	△ 125	
受取利息	(0)	(125)	(△ 125)	
顕彰関係収入	6,000	4,834	1,166	
特定資産運用収入	(6,000)	(4,834)	(1,166)	
教育関係収入	10,000	21,000	△ 11,000	
資料頒布収入	(10,000)	(21,000)	(△ 11,000)	専門医研修カリキュラム
教育セッション収入	3,580,000	3,111,000	469,000	
参加費収入	(2,700,000)	(2,805,000)	(△ 105,000)	
資料頒布収入	(880,000)	(306,000)	(574,000)	DVD/Web配信
講習会収入	12,350,000	12,504,000	△ 154,000	
参加費収入	(10,250,000)	(11,335,000)	(△ 1,085,000)	
資料頒布収入	(2,100,000)	(1,169,000)	(931,000)	DVD/Web配信
専門医制度関係収入	8,678,500	9,567,500	△ 889,000	
試験・新規認定収入	(3,615,000)	(4,652,000)	(△ 1,037,000)	受験料/認定料
更新認定収入	(3,788,500)	(3,542,000)	(246,500)	
資料頒布収入	(1,275,000)	(1,373,500)	(△ 190,000)	専門医認定試験問題集
工学ﾌｪﾛｰ認定審査関係収入	48,000	7,500	40,500	
新規認定収入	(30,000)	(6,000)	(24,000)	
更新認定収入	(18,000)	(1,500)	(16,500)	
検査士制度関係収入	57,105,000	53,543,660	3,561,340	
試験・新規認定収入	(46,750,000)	(43,635,000)	(3,115,000)	受験料・認定料
更新認定収入	(9,655,000)	(9,590,500)	(64,500)	
資料頒布収入	(200,000)	(46,000)	(154,000)	研修ガイドライン
著作権・印税収入	(500,000)	(272,160)	(227,840)	検査士問題集印税
国際交流事業収入	1,100	897	203	
特定資産運用収入	(1,100)	(897)	(203)	
WFUMB会誌収入	700,000	602,000	98,000	@14,000円
企画関係収入	0	21,000	△ 21,000	
資料頒布収入	(0)	(21,000)	(△ 21,000)	50周年記念誌
受取利息収入	83,000	50,056	32,944	
雑収入	50,000	20,000	30,000	
事業活動収入計　(A)	391,932,400	408,581,526	△ 16,649,126	

科　　目	予　算　額	決　算　額	増　　減	備　　考
2. 事業活動支出				
事業費				
学術集会	111,088,000	128,989,536	△ 17,901,536	
会計顧問料	(840,000)	(525,000)	(315,000)	
文具消耗品費	(1,020,000)	(525,630)	(494,370)	
会場・会議費	(49,416,000)	(72,551,892)	(△ 23,135,892)	
印刷費	(5,860,000)	(11,220,197)	(△ 5,360,197)	
通信・運搬費	(312,000)	(18,580)	(293,420)	
旅費交通費	(600,000)	(6,473,313)	(△ 5,873,313)	
システム運営費	(2,100,000)	(5,925,150)	(△ 3,825,150)	
租税公課	(3,000,000)	(0)	(3,000,000)	
業務委託費	(29,190,000)	(20,045,760)	(9,144,240)	
関連行事費	(17,750,000)	(9,761,488)	(7,988,512)	
諸謝金	(1,000,000)	(1,465,670)	(△ 465,670)	
雑費	(0)	(476,856)	(△ 476,856)	
学術集会(本部)・委員会	910,000	805,114	104,886	
臨時雇い賃金	(80,000)	(166,320)	(△ 86,320)	
会場・会議費	(60,000)	(0)	(60,000)	
通信・運搬費	(90,000)	(90,994)	(△ 994)	
旅費交通費	(680,000)	(547,800)	(132,200)	
地方会	55,968,000	54,821,291	1,146,709	
臨時雇い賃金	(5,265,000)	(7,097,684)	(△ 1,832,684)	
事務所賃借料	(248,000)	(172,946)	(75,054)	
文具消耗品費	(2,043,000)	(2,410,960)	(△ 367,960)	
会場・会議費	(19,921,000)	(23,780,844)	(△ 3,859,844)	
印刷費	(7,630,000)	(7,153,330)	(476,670)	
通信・運搬費	(1,915,000)	(1,912,379)	(2,621)	
旅費交通費	(1,976,000)	(1,518,694)	(457,306)	
払込手数料	(326,000)	(78,241)	(247,759)	
システム運営費	(700,000)	(1,046,970)	(△ 346,970)	
業務委託費	(11,238,000)	(6,184,242)	(5,053,758)	
顕彰関係費	(640,000)	(370,000)	(270,000)	
関連行事費	(1,000,000)	(412,280)	(587,720)	
諸謝金	(3,066,000)	(2,681,721)	(384,279)	
雑費	(0)	(1,000)	(△ 1,000)	
地方会(本部)・委員会	1,038,000	757,740	280,260	
会場・会議費	(92,000)	(6,930)	(85,070)	
印刷費	(63,000)	(0)	(63,000)	
通信・運搬費	(27,000)	(14,550)	(12,450)	
システム運営費	(856,000)	(736,260)	(119,740)	
編集委員会	56,892,000	72,099,589	△ 15,207,589	
学会誌出版費	(41,500,000)	(55,249,856)	(△ 13,749,856)	
発送経費	(10,000,000)	(11,354,010)	(△ 1,354,010)	
校正費	(2,200,000)	(1,964,536)	(235,464)	
諸謝金	(0)	(242,452)	(△ 242,452)	
払込手数料	(0)	(8,500)	(△ 8,500)	
システム運営費	(1,440,000)	(1,664,670)	(△ 224,670)	
文具消耗品費	(0)	(8,190)	(△ 8,190)	
会場・会議費	(132,000)	(108,000)	(24,000)	
通信・運搬費	(220,000)	(67,955)	(152,045)	
旅費交通費	(1,400,000)	(1,431,420)	(△ 31,420)	
研究開発促進委員会	582,000	377,733	204,267	
文具消耗品費	(2,000)	(1,207)	(793)	
会場・会議費	(65,000)	(103,591)	(△ 38,591)	
通信・運搬費	(15,000)	(10,115)	(4,885)	
旅費交通費	(500,000)	(262,820)	(237,180)	
研究開発班事業	10,000,000	9,593,069	406,931	
臨時雇い賃金	(480,000)	(50,000)	(430,000)	
文具消耗品費	(6,530,000)	(8,244,168)	(△ 1,714,168)	
会場・会議費	(185,000)	(192,718)	(△ 7,718)	
印刷費	(50,000)	(0)	(50,000)	
通信・運搬費	(600,000)	(0)	(600,000)	
旅費交通費	(1,900,000)	(1,022,391)	(877,609)	
払込手数料	(50,000)	(9,292)	(40,708)	
システム運営費	(5,000)	(0)	(5,000)	
業務委託費	(0)	(74,500)	(△ 74,500)	
諸謝金	(200,000)	(0)	(200,000)	
研究会事業	1,000,000	1,376,958	△ 376,958	
臨時雇い賃金	(10,000)	(27,000)	(△ 17,000)	
文具消耗品費	(160,000)	(251,396)	(△ 91,396)	

科　　目	予　算　額	決　算　額	増　　減	備　　考
会場・会議費	(30,000)	(26,432)	(3,568)	
印刷費	(350,000)	(710,425)	(△ 360,425)	
通信・運搬費	(198,000)	(13,550)	(184,450)	
旅費交通費	(200,000)	(290,300)	(△ 90,300)	
払込手数料	(2,000)	(5,355)	(△ 3,355)	
システム運営費	(50,000)	(52,500)	(△ 2,500)	
顕彰委員会	8,290,000	6,741,891	1,548,109	
顕彰関係費	(6,900,000)	(5,957,180)	(942,820)	各種賞金
文具消耗品費	(20,000)	(8,802)	(11,198)	
会場・会議費	(400,000)	(121,064)	(278,936)	
印刷費	(60,000)	(114,445)	(△ 54,445)	
通信・運搬費	(60,000)	(58,580)	(1,420)	
旅費交通費	(850,000)	(481,820)	(368,180)	
用語・診断基準委員会	3,325,000	4,491,789	△ 1,166,789	
校正費	(0)	(704,493)	(△ 704,493)	
会費・分担金	(0)	(340,000)	(△ 340,000)	日本乳がん検診精度管理中央機構
文具消耗品費	(0)	(255,138)	(△ 255,138)	
会場・会議費	(400,000)	(500,838)	(△ 100,838)	
通信・運搬費	(25,000)	(2,880)	(22,120)	
旅費交通費	(2,800,000)	(2,688,440)	(111,560)	
システム運営費	(100,000)	(0)	(100,000)	
機器及び安全に関する事業	3,896,000	3,815,888	80,112	
校正費	(0)	(31,500)	(△ 31,500)	
会費・分担金	(0)	(200,000)	(△ 200,000)	日本医療安全調査機構
文具消耗品費	(0)	(47,460)	(△ 47,460)	
会場・会議費	(587,000)	(407,213)	(179,787)	
印刷費	(0)	(11,025)	(△ 11,025)	
通信・運搬費	(9,000)	(5,310)	(3,690)	
旅費交通費	(1,200,000)	(1,401,880)	(△ 201,880)	
備品費	(0)	(630,000)	(△ 630,000)	
業務委託費	(2,100,000)	(1,081,500)	(1,018,500)	
教育委員会	756,000	2,454,396	△ 1,698,396	
会場・会議費	(51,000)	(196,251)	(△ 145,251)	
通信・運搬費	(5,000)	(43,145)	(△ 38,145)	
旅費交通費	(700,000)	(2,215,000)	(△ 1,515,000)	
教育セッション	5,800,000	2,613,632	3,186,368	
頒布資料印刷費	(1,300,000)	(1,463,379)	(△ 163,379)	教育セッションWeb配信
業務委託費	(1,780,000)	(0)	(1,780,000)	
諸謝金	(700,000)	(601,398)	(98,602)	講師旅費を含む
臨時雇い賃金	(0)	(46,200)	(△ 46,200)	
会場・会議費	(1,500,000)	(48,510)	(1,451,490)	
印刷費	(500,000)	(437,745)	(62,255)	教育セッションテキスト含む
通信・運搬費	(20,000)	(0)	(20,000)	
払込手数料	(0)	(16,400)	(△ 16,400)	Web配信手数料
講習会	13,130,000	12,219,945	910,055	
頒布資料印刷費	(2,900,000)	(2,580,266)	(319,734)	講習会Web配信
システム運営費	(250,000)	(315,000)	(△ 65,000)	
業務委託費	(1,800,000)	(0)	(1,800,000)	
諸謝金	(3,400,000)	(2,861,804)	(538,196)	講師旅費を含む
臨時雇い賃金	(0)	(105,000)	(△ 105,000)	
文具消耗品費	(0)	(18,740)	(△ 18,740)	
会場・会議費	(2,500,000)	(4,855,197)	(△ 2,355,197)	
印刷費	(1,000,000)	(480,460)	(519,540)	講習会テキスト含む
通信・運搬費	(120,000)	(204,888)	(△ 84,888)	
旅費交通費	(1,160,000)	(744,690)	(415,310)	
払込手数料	(0)	(53,900)	(△ 53,900)	Web配信手数料
専門医制度委員会	7,669,000	5,077,995	2,591,005	
頒布資料印刷費	(2,000,000)	(0)	(2,000,000)	
システム運営費	(550,000)	(0)	(550,000)	
諸謝金	(400,000)	(813,680)	(△ 413,680)	
会費・分担金	(568,000)	(377,500)	(190,500)	日本専門医制評価認定機構
文具消耗品費	(0)	(38,234)	(△ 38,234)	
会場・会議費	(856,000)	(819,898)	(36,102)	
印刷費	(1,385,000)	(1,037,400)	(347,600)	
通信・運搬費	(150,000)	(600,813)	(△ 450,813)	
旅費交通費	(1,760,000)	(1,390,470)	(369,530)	
工学フェロー認定審査委員会	295,000	84,255	210,745	
システム運営費	(50,000)	(0)	(50,000)	
会場・会議費	(25,000)	(18,000)	(7,000)	
印刷費	(0)	(8,400)	(△ 8,400)	
通信・運搬費	(20,000)	(13,815)	(6,185)	
旅費交通費	(200,000)	(44,040)	(155,960)	

科　　目	予　算　額	決　算　額	増　　減	備　　考
検査士制度委員会	18,918,000	19,364,268	△ 446,268	
頒布資料印刷費	(138,000)	(0)	(138,000)	
システム運営費	(200,000)	(0)	(200,000)	
業務委託費	(350,000)	(971,250)	(△ 621,250)	
諸謝金	(3,630,000)	(3,332,980)	(297,020)	
臨時雇い賃金	(700,000)	(904,835)	(△ 204,835)	
文具消耗品費	(0)	(34,572)	(△ 34,572)	
会場・会議費	(7,500,000)	(6,882,405)	(617,595)	
印刷費	(2,500,000)	(2,643,928)	(△ 143,928)	
通信・運搬費	(2,300,000)	(3,256,748)	(△ 956,748)	
旅費交通費	(1,600,000)	(1,290,300)	(309,700)	
雑費	(0)	(47,250)	(△ 47,250)	
国際交流委員会	6,250,000	6,106,623	143,377	
奨学金	(3,600,000)	(3,200,000)	(400,000)	
会費・分担金	(2,200,000)	(2,430,568)	(△ 230,568)	AFSUMB分担金
諸謝金	(180,000)	(180,000)	(0)	
会場・会議費	(30,000)	(14,175)	(15,825)	
印刷費	(0)	(19,950)	(△ 19,950)	
通信・運搬費	(0)	(16,910)	(△ 16,910)	
旅費交通費	(240,000)	(245,020)	(△ 5,020)	
WFUMB関連事業	880,000	830,763	49,237	
WFUMB機関誌購入費	(780,000)	(758,625)	(21,375)	
発送経費	(100,000)	(72,138)	(27,862)	
広報委員会	520,000	733,699	△ 213,699	
システム運営費	(450,000)	(718,914)	(△ 268,914)	
文具消耗品費	(20,000)	(14,785)	(5,215)	
会場・会議費	(50,000)	(0)	(50,000)	
企画委員会	603,000	1,137,930	△ 534,930	
会場・会議費	(39,000)	(0)	(39,000)	
頒布資料印刷費	(0)	(1,000,650)	(△ 1,000,650)	50周年記念誌補完篇
通信・運搬費	(3,000)	(137,280)	(△ 134,280)	50周年記念誌補完篇
旅費交通費	(561,000)	(0)	(561,000)	
事業費計	307,810,000	334,494,104	△ 26,684,104	
管理費				
給与手当	45,500,000	44,948,751	551,249	
会計顧問料	840,000	840,000	0	
福利厚生費	700,000	713,335	△ 13,335	
法定福利費	6,600,000	7,137,518	△ 537,518	
職員交通費	2,000,000	1,511,140	488,860	
事務所賃借料	19,831,000	19,199,426	631,574	
事務用機器賃借料	930,000	838,110	91,890	
備品費	200,000	0	200,000	
文具消耗品費	500,000	277,893	222,107	
光熱水料	1,300,000	1,040,558	259,442	
事務OA化費	399,200	609,860	△ 210,660	
会場・会議費	1,000,000	517,174	482,826	
印刷費	1,500,000	1,591,591	△ 91,591	
通信・運搬費	3,000,000	3,076,601	△ 76,601	
旅費交通費	3,509,000	3,367,310	141,690	
保険料	160,000	138,220	21,780	
租税公課	3,000,000	1,854,700	1,145,300	
払込手数料	1,800,000	1,791,644	8,356	
システム運営費	100,800	177,450	△ 76,650	
会費・分担金	76,000	75,500	500	
業務委託費	150,000	144,780	5,220	一般社団法人化登記
保険委員会	675,000	550,800	124,200	
会費・分担金	(520,000)	(500,000)	(20,000)	
会場・会議費	(50,000)	(0)	(50,000)	
通信・運搬費	(5,000)	(35,200)	(△ 30,200)	
旅費交通費	(100,000)	(15,600)	(84,400)	
倫理委員会	117,400	0	117,400	
会場・会議費	(24,000)	(0)	(24,000)	
通信・運搬費	(90,400)	(0)	(90,400)	
旅費交通費	(3,000)	(0)	(3,000)	
利益相反委員会	50,000	82,440	△ 32,440	
会場・会議費	(10,000)	(0)	(10,000)	
旅費交通費	(40,000)	(82,440)	(△ 42,440)	
規約関係費	10,000	3,000	7,000	
通信・運搬費	(10,000)	(3,000)	(7,000)	

科　　目	予　算　額	決　算　額	増　　減	備　　考
選挙関係費	2,800,000	2,392,555	407,445	
会場・会議費	(100,000)	(109,200)	(△ 9,200)	
印刷費	(0)	(550,354)	(△ 550,354)	
通信・運搬費	(2,200,000)	(1,129,961)	(1,070,039)	
旅費交通費	(500,000)	(183,040)	(316,960)	
システム運営費	(0)	(52,500)	(△ 52,500)	
業務委託費	(0)	(367,500)	(△ 367,500)	
新公益法人移行検討委員会	294,000	131,090	162,910	
会場・会議費	(17,000)	(16,000)	(1,000)	
通信・運搬費	(0)	(1,130)	(△ 1,130)	
旅費交通費	(277,000)	(113,960)	(163,040)	
雑費	680,000	515,022	164,978	
管理費計	97,722,400	93,526,468	4,195,932	
事業活動支出計　(B)	405,532,400	428,020,572	△ 22,488,172	
事業活動収支差額　(C)=(A)−(B)	△ 13,600,000	△ 19,439,046	5,839,046	
Ⅱ　投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
特定預金取崩収入	15,000,000	6,500,000	8,500,000	
学術奨励基金取崩収入	(8,000,000)	(0)	(8,000,000)	
松尾賞基金取崩収入	(1,000,000)	(500,000)	(500,000)	
研究開発班設置基金取崩収入	(5,000,000)	(5,000,000)	(0)	
伊東賞基金取崩収入	(1,000,000)	(1,000,000)	(0)	
投資活動収入計　(D)	15,000,000	6,500,000	8,500,000	
2. 投資活動支出				
特定預金繰入支出	900,000	900,000	0	
退職給付引当預金支出	(900,000)	(900,000)	(0)	
投資活動支出計　(E)	900,000	900,000	0	
投資活動収支差額　(F)=(D)−(E)	14,100,000	5,600,000	8,500,000	
Ⅲ　財務活動収支の部				
1. 財務活動収入			0	
財務活動収入計　(G)	0	0	0	
2. 財務活動支出			0	
財務活動支出計　(H)	0	0	0	
財務活動収支差額　(I)=(G)−(H)	0	0	0	
Ⅳ　予備費支出	500,000	−	500,000	
当期収支差額　(J)=(C)+(F)+(I)	0	△ 13,839,046	13,839,046	
前期繰越収支差額　(K)	0	103,713,016	△ 103,713,016	
次期繰越収支差額　(J)+(K)	0	89,873,970	△ 89,873,970	

2．2　収支計算書（資金収支計算ベース）に対する注記

1．資金の範囲
資金の範囲には、現金預金、未収入金、前払金、仮払金、未払金、前受会費、前受金、預り金、会費仮受金及び仮受金を含めている。

2．次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳
次期繰越収支差額に含まれる資産および負債の内訳は、次のとおりである。

	前期末残高	当期末残高
現金預金	102,174,455	87,490,271
未収入金	673,225	721,676
前払金	4,767,268	6,637,700
仮払金	5,418,138	182,848
合計（A）	113,033,086	95,032,495
未払金	5,361,670	1,495,030
前受会費	1,219,000	1,054,000
前受金	390,000	313,200
預り金	193,900	232,295
会費仮受金	2,119,500	2,064,000
仮受金	36,000	0
合計（B）	9,320,070	5,158,525
次期繰越収支差額（A－B）	103,713,016	89,873,970

（資料３）

監 査 報 告 書

一般社団法人日本超音波医学会

理　事　長　　竹中　克　殿

平成26年4月22日

監　事　山下裕一　印

監　事　万代泰弼　印

私は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの平成25年会計年度における会計および業務監査を行い、次のとおり報告する。

１．　監査の方法の概要

（１）会計監査　　帳簿および関係書類並びに計算書類の正確性を検討した。

（２）業務監査　　理事会およびその他の会議に出席し、理事からの業務報告および関係書類により業務執行の妥当性を検討した。

２．　監査意見

（１）貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録は、会計帳簿の記載と一致し、法人の収支状況および財政状態を正しく示していると認める。

（２）事業報告書の内容は事実であると認める。
理事の職務執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する事実はないと認める。

以　上

公益目的支出計画実施報告書

【平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の概要】

1．公益目的財産額	315,298,594円
2．当該事業年度の公益目的収支差額	158,530,933円
(1)前事業年度末日の公益目的収支差額	0円
(2)当該事業年度の公益目的支出の額	349,026,637円
(3)当該事業年度の実施事業収入の額	190,495,704円
3．当該事業年度末日の公益目的財産残額	156,767,661円
4．2の欄に記載した額が計画に記載した見込額と異なる場合、その理由　注	

注：詳細は別紙様式に個別の実施事業等ごとに記載してください。

【公益目的支出計画の状況】

公益目的支出計画の完了予定事業年度の末日	(1)計画上完了見込み	平成28年3月31日
	(2)(1)より早まる見込みの場合	

	前事業年度		当該事業年度		翌事業年度
	計画	実績	計画	実績	計画
公益目的財産額			315,298,594円	315,298,594円	315,298,594円
公益目的収支差額			150,989,019円	158,530,933円	301,978,038円
公益目的支出の額			322,206,119円	349,026,637円	322,206,119円
実施事業収入の額			171,217,100円	190,495,704円	171,217,100円
公益目的財産残額			164,309,575円	156,767,661円	13,320,556円

注：前事業年度及び当該事業年度の計画及び実績の額、翌事業年度の額を記載してください。

監 査 報 告 書

一般社団法人日本超音波医学会

理　事　長　　竹中　克　殿

平成26年4月22日

監　事　山下裕一　印

監　事　万代泰朗　印

私は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの平成25年会計年度における公益目的支出計画実施報告書に関する監査を行い、次のとおり報告する。

1．　監査の方法の概要

公益目的支出計画実施報告書と帳簿および関係書類並びに計算書類を照合し、正確性を検討した。

2．　監査意見

公益目的支出計画実施報告書に記載の内容は貸借対照表、正味財産増減計算書等の会計帳簿と一致し、法人の公益目的支出計画の収支状況を正しく示していると認める。

以　上

独立監査人の監査報告書

一般社団法人日本超音波医学会
理事長　　竹中　克　殿

平成26年4月22日
馬目公認会計士事務所

公認会計士　馬目利昭

私は、一般社団法人日本超音波医学会の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの平成25年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表（貸借対照表内訳表（「科目」及び「合計」の欄に限る。）を含む。）及び正味財産増減計算書（正味財産増減計算書内訳表（「科目」及び「合計」の欄に限る。）を含む）並びにその附属明細書並びに財産目録（「貸借対照表科目」及び「金額」の欄に限る。）（以下「財務諸表等」という。）についての監査を行った。この財務諸表等の作成責任は理事者にあり、私の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。私は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、一般社団法人日本超音波医学会の当該財務諸表等に係る期間の財産及び正味財産増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

一般社団法人日本超音波医学会と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（資料４）

平成26年度事業計画(案)

（自平成26年４月１日　至平成27年３月31日）

平成26年度における本会の事業計画は次のとおりである。

Ⅰ.学会誌の発行

和文誌「超音波医学」第41巻Supplement号(学術集会抄録集)、第41巻3号から6号と第42巻1号から2号までの7冊、及び英文誌「Journal of Medical Ultrasonics」Vol.41 No.2からNo.4とVol.42 No.1の4冊、計11冊を発行し、会員に配付する。

Ⅱ.学術集会

学術集会を下記のとおり年1回開催し、講演抄録は学会誌として発行する。

第87回学術集会　(会長　貴田岡正史)
平成26年５月９日～11日　於：パシフィコ横浜(神奈川県)

以降の予定

第88回学術集会　(会長　住 野 泰 清)
平成27年５月22日～24日　於：グランドプリンスホテル新高輪(東京都)

第89回学術集会(アジア超音波医学会第12回学術集会と共同開催)　(会長　工 藤 正 俊)
平成28年５月26日～29日　於：国立京都国際会館(京都府)

Ⅲ.地方会学術集会

下記の地方会の開催を予定している。

a.北海道地方会学術集会
第44回　会長　西 田　睦
平成26年10月４日　於：北海道大学学術交流会館(札幌市)

b.東北地方会学術集会
第48回　会長　鈴 木 克 典
平成26年９月21日　於：山形テルサ(山形市)
第49回　会長　菅 原 重 生
平成27年３月８日　於：仙台市情報・産業プラザ(仙台市)

c.関東甲信越地方会学術集会
第26回　会長　水 口 安 則
平成26年10月18日～19日　於：東京ファッションタウン西館TFTホール(東京都江東区)

d.中部地方会学術集会
第35回　会長　森 田 敬 一
平成26年９月７日　於：愛知県産業労働センター(名古屋市)

e.関西地方会学術集会
第41回　会長　椎 名　毅
平成26年11月22日　於：ホテルグランヴィア京都(京都府)

f.中国地方会学術集会
第50回　会長　畠　二 郎
平成26年９月６日　於：岡山コンベンションセンター(岡山市)

g.四国地方会学術集会
第24回　会長　山 田 博 胤
平成26年10月４日　於：徳島大学大講堂(徳島市)

h.九州地方会学術集会
第24回　会長　植 木 敏 晴
平成26年９月21日　於：福岡国際会議場(福岡市)

Ⅳ.教育セッション・超音波診断講習会

第13回教育セッション
平成26年５月９日～10日　於：パシフィコ横浜(神奈川県)

超音波診断講習会(心エコー)
平成26年６月28日　於：名古屋ナディアパークデザインホール(愛知県)

超音波診断講習会(心エコー)
平成26年７月19日　於：神戸国際会議場(兵庫県)

超音波診断講習会(プライマリから精密検査)
平成26年10月５日　於：仙台国際センター(宮城県)

超音波診断講習会(乳腺・甲状腺)
平成26年冬期開催予定　於：未定

Ⅴ.各種委員会等

1.企画委員会

a.本会と関連省官庁との連携を強める。

b.その他、理事長より諮問される案件については慎重に審議し、早急に答申するとともに、超音波医学について将来的視野で検討し、委員会独自の提言を行う。

2.機器及び安全に関する委員会

a.「超音波の安全性」についての調査、啓発活動を行う。

b.「音響放射力の生体への影響検討小委員会」において、音響放射力インパルスの生体への影響について検討を行う。

c.「経膣探触子の消毒法に関する小委員会」において経膣探触子の消毒法に関する検討を行う。

d.「検査環境検討小委員会」において、検討を行う。

e.超音波診断機器の安全規格に関する最新動向を把握するため、国際電気標準会議(IEC)に委員2名を派遣する。

f.AFSUMB安全委員会(マレーシア・クアラルンプール)に委員長と委員1名が出席する。

g.”Safe use of ultrasound in medical Diagnosis”の翻訳を行う。

h.第87回学術集会の特別企画「もっと知りたい、超音波の安全性：超音波の安全性　-第2弾-　あなたはこの問題に答えられますか？」を実施する。

3. 編集委員会
a. 和文誌「超音波医学」Vol.41, Supplement、 No.3から6とVol.42, No.1から2の7冊、及び英文誌「Journal of Medical Ultrasonics」Vol.41, No.2から4と Vol.42, No.1の4冊、計11冊を発行する。
b. 2015年6月頃に2回目のMEDLINE申請を行うべく準備を整える。

4. 用語・診断基準委員会
a. 医用超音波用語関係
1)医用超音波用語集改訂を随時行い、ホームページに反映する。
2)他学会との交流、及び連携を図り、用語の整合性について検討を行う。
b. 診断基準関係
1)「甲状腺Elastic imagingに関する用語・診断基準」の公示に向けて検討を行う。
2)「前立腺Elastic imagingに関する用語・診断基準」の公示に向けて検討を行う。
3)「膵臓Elastic imagingに関する用語・診断基準」の公示に向けて検討を行う。
4)「心エコーによる心臓弁膜症評価の解説」の公示に向けて検討を行う。
5)「超音波による動脈の標準的評価法」の公示に向けて検討を行う。
6)「腎動脈エコー標準化」の公示に向けて検討を行う。
7)「消化管診断基準」(案)の公示に向けて検討を行う。
8)「胆嚢腫瘍診断基準」(案)の公示に向けて検討を行う。
9)「脂肪肝の超音波診断基準」(案)の公示に向けて検討を行う。
10)「双胎妊娠胎児の標準値」(案)の公示に向けて検討を行う。
11)「胎児超音波スクリーニングガイドライン」(案)の公示に向けて検討を行う。
12)「腫瘤像非形成性乳腺疾患ガイドライン」(案)の公示に向けて検討を行う。
13)「眼科領域の超音波画像表示と計測のための検査指針」改訂(案)の公示に向けて検討を行う。
14)「肩腱板断裂診断基準」(案)の公示に向けて検討を行う。
15)「腹部超音波検(健)診判定 マニュアル」(案)の公示に向けて検討を行う。

5. 保険委員会
a. 引き続き、内保連・外保連に委員を参加させ、関連他学会との情報交換を行う。
b. 平成27年度診療報酬改定に向けての最終作業(関連学会とのすり合わせ、提出資料の作成)を行う。
c. 内保連からのヒアリング、厚労省からのヒアリング等に対応する。
d. 例年のように各種超音波検査の年間検査件数、及び検査に携わる医師や技師の実態把握のためアンケート調査を行う。

6. 国際交流委員会
a. 一般社団法人日本超音波医学会奨学制度(JSUM Fellowship)関係
「一般社団法人日本超音波医学会奨学制度実施要領」に準拠して、下記の活動を行う。
1)2014年度JSUM Fellowship研修生の研修を実施する。
2)2015年度JSUM Fellowship研修生を公募し、選考する。
3)今後の国際貢献のあり方について検討する。
b. アジア超音波医学学術連合(AFSUMB)・世界超音波医学学術連合大会(WFUMB)関係
1)2014年にマレーシア(2014年10月29日～11月1日)にて開催される第11回AFUMB大会に学術、広報などの面で協力する。
2)2015年にアメリカ(2015年5月21日～25日)にて開催される第15回WFUMB大会に学術、広報などの面で協力する。
3)AFSUMB機関誌(Journal of Medical Ultrasound)、及びAFSUMBと本会Web siteにおいてJSUM Fellowshipの募集広告を行う。
4)WFUMBとAFSUMBのEducation Programに協力する。

7. 教育委員会
a. 第87回学術集会会期中の平成26年5月10日(土)から11日(日)にパシフィコ横浜(横浜市)を会場として、第13回教育セッションを開催する。
b. 第88回学術集会会期中に東京都にて開催予定の「第14回教育セッション」を企画し、開催に向けての準備を行う。
c. 平成26年度中に「超音波診断講習会」を「心エコー」、「消化器」、「乳腺・甲状腺」及び「プライマリから精密検査」の4領域で実施する。
d. 平成27年度に開催予定の「超音波診断講習会」を企画し、開催に向けての準備を行う。
e. 第87回学術集会会期中に「第2回乳房エラストグラフィ講習会」を実施する。
f. 平成27年度に開催予定の「第3回乳房エラストグラフィ講習会」を企画し、開催に向けての準備を行う。
g. 超音波医学の適正、且つ広汎な普及を目的として、平成26年度に実施される教育セッション、及び超音波診断講習会を収録し、WEB配信を行う。
h. 超音波専門医制度委員会と合同で「超音波専門医研修カリキュラム」改訂に向けて検討を行う。

8. 超音波専門医制度委員会
a. 平成26年度研修施設の指定を行った上で認定証を交付し、併せて学会誌に公示する。
b. 第24回超音波専門医認定試験を実施し、合格者の登録を行った上で認定証を交付し、併せて学会誌に公示する。
c. 第20回超音波専門医資格更新を実施し、更新者の登録を行った上で認定証を交付し、併せて学会誌に公示する。
d. 平成26年度超音波指導医の新規自薦申請者を公募した後、新規及び再委嘱候補者の審査を行い、資格条件を満たした候補者に対して委嘱を行った上で委嘱状を交付し、併せて学会誌に公示する。
e. 第25回超音波専門医認定試験のための試験委員会を組織し、準備を進める。
f. 第21回超音波専門医更新に関する会告を公示する。
g. 平成27年度研修施設の指定に向けての審査を行う。
h. 超音波専門医研修カリキュラムに沿った超音波専門医研修プログラムのモデルを策定する。
i. 教育委員会と合同で「超音波専門医研修カリキュラム」改訂に向けて検討を行う。
j. 専門医第三者機関の認定取得に向け、超音波専門医制度の改革・整備に関する審議を行う。
k. 本制度の改革・整備について、Web Siteの充実化を図る。
l. 本制度に関する会員への啓発を積極的に行う。
m. 本制度に関する他学会との連携を深める。
n. 新専門医制度評価・認定機構会議、及び社団法人日本専門医制評価・認定機構総会に出席する。同機構の事業に主体的に関わって、専門医制度の資質向上に資する。

9. 顕彰委員会
a. 第16回特別学会賞の選考を行う。
b. 第13回松尾賞の選考を行う。
c. 第14回技術賞の選考を行う。
d. 第28回菊池賞(論文賞)の選考を行う。
e. 第9回伊東賞(論文賞)の選考を行う。
f. 第15回奨励賞の選考を行う。
g. 第3回新人賞(地方会)の選考を行う。

10. 超音波検査士制度委員会
   a. 第30回超音波検査士認定試験を実施する。
   b. 2015年超音波検査士資格更新を実施する。
   c. 第3回指導検査士(腹部領域)認定試験を実施する。
   d. 超音波検査士制度の育成と増進を図る。
   e. 超音波検査士制度を充実を図る。

11. 超音波工学フェロー認定審査委員会
   a. 第16回超音波工学フェローの公募し、認定審査を行い、適格と判定したものを理事会の議を経て認定し、希望者には認定証を交付し、併せて学会誌に公示する。
   b. 第11回超音波工学フェロー資格更新を実施し、更新者の登録を行った上で認定証を希望者へ交付し、併せて学会誌に公示する。
   c. 超音波工学フェロー制度の活性化の議論を行い、必要な方策を実施する。
   d. WEB資格更新システムの改善を行う。

12. 研究開発促進委員会
   a. 平成26年度研究開発班の設置申請についての審査を行い、研究開発班の設置を認可する。
   b. 平成26年度研究会の設置申請についての審査を行い、研究会の設置を認可する。
   c. 平成27年度研究開発班の設置申請の公募を行い、応募書類を審査する。
   d. 平成27年度研究会の設置申請の公募を行い、応募書類を審査する。
   e. 第87回学術集会会期中に「新技術開発セッション」を実施する。
   f. 第87回学術集会会期中に「研究成果発表会」を実施する。

13. 倫理委員会
   倫理に関する事項について検討を行う。

14. 学術集会委員会
   a. 学術集会の在り方を考えて、その運営が円滑に行われるように助言する。
   b. 本学会として、中長期的に継続させるべきプログラムについて検討し、各種委員会にて検討していただくよう提言する。
   c. 第89回学術集会会長候補者について、役員及び評議員宛に自薦、並びに他薦依頼を行い、それに基づき候補者を理事会で決定する。

15. 広報委員会
   本学会ホームページの利便性をより一層の向上を図ると共に、ホームページを利用する会員数の増加に努めることによって本会の正会員数、準会員数の増加を図る。

16. 地方会委員会
   a. 地方会に関する事業の発展、充実及び円滑な運営の促進
      1) 各地方会の事業が円滑に運営されるよう指導及び助言を行う。
      2) 地方会交付金の算定を行い、交付する。
      3) 地方会学術集会に関して助言を行う。
      4) 地方会講習会に関して助言を行う。
      5) 学術集会委員会と共同して正会員増加に関する検討を行う。
   b. 地方会委員会会議及び地方会運営委員長会議を開催し、各地方会相互の連絡を緊密に行う。
   c. 地方会を通じて正会員数増加の推進を行う。
   d. 各地方会学術集会演題受付Webシステムを利用し、抄録のweb掲載を行う。

17. 新公益法人への移行検討委員会
   公益法人への移行について、慎重に検討を進めていく。

18. 利益相反委員会
   利益相反に関する事項について検討を行う。

19. 会員資格審査関係
   会員の取扱規則に従い、会員資格に関する下記認定の審査を行う。
      1) 入会希望者及び退会希望者の審査
      2) 除名該当者の審査
      3) 会員種別変更希望者の審査
      4) 休会希望者の審査

20. 規約関係
   理事長の諮問を受けて、学会運営に関する諸規約の制定、及び改正について逐次審議し、作案する。

Ⅵ. 日本医学会関係
1. 第82回日本医学会定例評議員会に参加する。
2. 日本医学会シンポジウムに協力する。
3. 平成26年度日本医学会分科会用語委員会に出席する。

（資料 5）

収支予算書（案）

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

（単位：円）

科　　目	予　算　額	前年度予算額	増　　減	備　　考
Ⅰ 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
基本財産運用収入	7,200	10,800	△ 3,600	
入会金収入	1,483,000	1,179,000	304,000	
会費収入	156,043,000	154,646,500	1,396,500	
正会員会費	(103,727,000)	(103,961,000)	(△ 234,000)	@13,000円×7,979人
準会員会費	(49,827,000)	(48,273,000)	(1,554,000)	@10,000×1,139・@7,000×5,491
学生会員会費	(49,000)	(52,500)	(△ 3,500)	@3,500円×14人
賛助会員会費	(2,440,000)	(2,360,000)	(80,000)	@40,000円×61口（17社）
学術集会収入	106,416,500	111,088,000	△ 4,671,500	
参加費収入	(49,150,000)	(44,550,000)	(4,600,000)	
共催セミナー収入ほか	(53,639,000)	(60,054,000)	(△ 6,415,000)	
広告収入	(1,627,500)	(1,984,000)	(△ 356,500)	
寄付金収入	(2,000,000)	(1,000,000)	(1,000,000)	
補助金・助成金収入	(0)	(3,500,000)	(△ 3,500,000)	
地方会関係収入	46,286,600	40,159,000	6,127,600	
参加費収入	(18,100,000)	(16,005,000)	(2,095,000)	
共催セミナー収入ほか	(19,010,000)	(15,177,000)	(3,833,000)	
広告収入	(5,426,600)	(5,135,000)	(291,600)	
寄付金収入	(3,750,000)	(3,842,000)	(△ 92,000)	
学会誌収入	2,560,000	2,230,000	330,000	
学会誌別刷収入	(150,000)	(160,000)	(△ 10,000)	和文誌6回
広告収入	(1,750,000)	(1,540,000)	(210,000)	
著作権・印税収入	(140,000)	(110,000)	(30,000)	著作権使用料
資料頒布収入	(520,000)	(420,000)	(100,000)	抄録集等頒布
研究開発促進関係収入	7,500	7,500	0	基金預金利息
特定資産運用収入	(7,500)	(7,500)	(0)	
顕彰関係収入	6,000	6,000	0	基金預金利息
特定資産運用収入	(6,000)	(6,000)	(0)	
教育関係収入	0	10,000	△ 10,000	研修カリキュラム（頒布終了）
資料頒布収入	(0)	(10,000)	(△ 10,000)	
教育セッション収入	3,440,000	3,580,000	△ 140,000	
参加費収入	(2,700,000)	(2,700,000)	(0)	
資料頒布収入	(740,000)	(880,000)	(△ 140,000)	教育セッションWEB配信・DVD
講習会収入	13,120,000	12,350,000	770,000	
参加費収入	(11,260,000)	(10,250,000)	(1,010,000)	4回開催
資料頒布収入	(1,860,000)	(2,100,000)	(△ 240,000)	講習会WEB配信・DVD
専門医制度関係収入	6,678,000	8,678,500	△ 2,000,500	
試験・新規認定収入	(3,615,000)	(3,615,000)	(0)	試験受験料・認定料
更新認定収入	(2,088,000)	(3,788,500)	(△ 1,700,500)	
資料頒布収入	(975,000)	(1,275,000)	(△ 300,000)	専門医問題集
工学フェロー認定審査関係収入	312,000	48,000	264,000	
新規認定収入	(15,000)	(30,000)	(△ 15,000)	
更新認定収入	(297,000)	(18,000)	(279,000)	
検査士制度関係収入	56,965,000	57,105,000	△ 140,000	
試験・新規認定収入	(45,550,000)	(46,750,000)	(△ 1,200,000)	試験受験料・認定料
更新認定収入	(11,175,000)	(9,655,000)	(1,520,000)	└（指導検査士含む）
資料頒布料	(0)	(200,000)	(△ 200,000)	研修ガイドライン（頒布終了）
著作権・印税収入	(240,000)	(500,000)	(△ 260,000)	検査士問題集印税
国際交流事業収入	1,100	1,100	0	基金預金利息
特定資産運用収入	(1,100)	(1,100)	(0)	
WFUMB会誌収入	700,000	700,000	0	@14,000円×50人
受取利息	83,000	83,000	0	基金分は除く
雑収入	50,000	50,000	0	
事業活動収入計　(A)	394,158,900	391,932,400	2,226,500	
2. 事業活動支出				
事業費				
学術集会	108,416,500	111,088,000	△ 2,671,500	
会計顧問料	(864,000)	(840,000)	(24,000)	
文具消耗品費	(892,500)	(1,020,000)	(△ 127,500)	
会場・会議費	(68,710,000)	(49,416,000)	(19,294,000)	
印刷費	(5,500,000)	(5,860,000)	(△ 360,000)	
通信・運搬費	(300,000)	(312,000)	(△ 12,000)	
旅費交通費	(8,000,000)	(600,000)	(7,400,000)	
システム運営費	(250,000)	(2,100,000)	(△ 1,850,000)	
租税公課	(3,000,000)	(3,000,000)	(0)	
業務委託費	(10,800,000)	(29,190,000)	(△ 18,390,000)	
関連行事費	(9,100,000)	(17,750,000)	(△ 8,650,000)	
諸謝金	(1,000,000)	(1,000,000)	(0)	
学術集会（本部）・委員会	607,600	910,000	△ 302,400	
臨時雇い賃金	(80,000)	(80,000)	(0)	

科　　目	予　算　額	前年度予算額	増　　減	備　　考
会場・会議費	(60,000)	(60,000)	(0)	
通信・運搬費	(90,000)	(90,000)	(0)	
旅費交通費	(377,600)	(680,000)	(△ 302,400)	横浜
地方会	62,175,000	55,968,000	6,207,000	
臨時雇い賃金	(5,260,000)	(5,265,000)	(△ 5,000)	
事務所賃借料	(200,000)	(248,000)	(△ 48,000)	
文具消耗品費	(1,229,500)	(2,043,000)	(△ 813,500)	
会場・会議費	(28,134,500)	(19,921,000)	(8,213,500)	
印刷費	(6,569,000)	(7,630,000)	(△ 1,061,000)	
通信・運搬費	(2,361,000)	(1,915,000)	(446,000)	
旅費交通費	(1,787,000)	(1,976,000)	(△ 189,000)	
払込手数料	(183,000)	(326,000)	(△ 143,000)	
システム運営費	(110,000)	(700,000)	(△ 590,000)	
業務委託費	(12,789,000)	(11,238,000)	(1,551,000)	
顕彰関係費	(470,000)	(640,000)	(△ 170,000)	
関連行事費	(0)	(1,000,000)	(△ 1,000,000)	
諸謝金	(3,082,000)	(3,066,000)	(16,000)	
地方会(本部)・委員会	1,300,000	1,038,000	262,000	
会場・会議費	(75,000)	(92,000)	(△ 17,000)	
印刷費	(0)	(63,000)	(△ 63,000)	
通信・運搬費	(25,000)	(27,000)	(△ 2,000)	
システム運営費	(1,200,000)	(856,000)	(344,000)	
編集委員会	62,278,000	56,892,000	5,386,000	
学会誌出版費	(47,000,000)	(41,500,000)	(5,500,000)	
発送経費	(11,000,000)	(10,000,000)	(1,000,000)	
校正費	(1,900,000)	(2,200,000)	(△ 300,000)	
システム運営費	(700,000)	(1,440,000)	(△ 740,000)	
会場・会議費	(108,000)	(132,000)	(△ 24,000)	
通信・運搬費	(250,000)	(220,000)	(30,000)	
旅費交通費	(1,320,000)	(1,400,000)	(△ 80,000)	
研究開発促進委員会	477,000	582,000	△ 105,000	研究開発促進委員会
文具消耗品費	(2,000)	(2,000)	(0)	
会場・会議費	(60,000)	(65,000)	(△ 5,000)	
通信・運搬費	(15,000)	(15,000)	(0)	
旅費交通費	(400,000)	(500,000)	(△ 100,000)	
研究開発班事業	10,000,000	10,000,000	0	※研究開発班費(6開発班)
臨時雇い賃金	(550,000)	(480,000)	(70,000)	
文具消耗品費	(6,150,000)	(6,530,000)	(△ 380,000)	
会場・会議費	(250,000)	(185,000)	(65,000)	
印刷費	(110,000)	(50,000)	(60,000)	
通信・運搬費	(300,000)	(600,000)	(△ 300,000)	
旅費交通費	(2,440,000)	(1,900,000)	(540,000)	
払込手数料	(0)	(50,000)	(△ 50,000)	
システム運営費	(0)	(5,000)	(△ 5,000)	
諸謝金	(200,000)	(200,000)	(0)	
研究会事業	1,400,000	1,000,000	400,000	※研究会設置費(3研究会)
臨時雇い賃金	(0)	(10,000)	(△ 10,000)	
文具消耗品費	(50,000)	(160,000)	(△ 110,000)	
会場・会議費	(300,000)	(30,000)	(270,000)	
印刷費	(550,000)	(350,000)	(200,000)	
通信・運搬費	(70,000)	(198,000)	(△ 128,000)	
旅費交通費	(380,000)	(200,000)	(180,000)	
払込手数料	(0)	(2,000)	(△ 2,000)	
システム運営費	(0)	(50,000)	(△ 50,000)	
諸謝金	(50,000)	(0)	(50,000)	
顕彰委員会	8,140,000	8,290,000	△ 150,000	
顕彰関係費	(6,900,000)	(6,900,000)	(0)	
文具・消耗品費	(20,000)	(20,000)	(0)	
会場・会議費	(320,000)	(400,000)	(△ 80,000)	
印刷費	(50,000)	(60,000)	(△ 10,000)	
通信・運搬費	(50,000)	(60,000)	(△ 10,000)	
旅費交通費	(800,000)	(850,000)	(△ 50,000)	
用語・診断基準委員会	4,160,000	3,325,000	835,000	
会費・分担金	(310,000)	(0)	(310,000)	日本乳がん検診精度管理中央機構
会場・会議費	(480,000)	(400,000)	(80,000)	
通信・運搬費	(50,000)	(25,000)	(25,000)	
旅費交通費	(3,100,000)	(2,800,000)	(300,000)	小委員会18を含む
システム運営費	(220,000)	(100,000)	(120,000)	医用超音波用語検索システム
機器及び安全に関する委員会	4,060,000	3,896,000	164,000	
文具消耗品費	(40,000)	(0)	(40,000)	
会費・分担金	(200,000)	(0)	(200,000)	日本医療安全調査機構
会場・会議費	(470,000)	(587,000)	(△ 117,000)	
通信・運搬費	(10,000)	(9,000)	(1,000)	
旅費交通費	(1,700,000)	(1,200,000)	(500,000)	

科　　目	予　算　額	前年度予算額	増　　減	備　　考
校正費	(640,000)	(0)	(640,000)	
業務委託費	(1,000,000)	(2,100,000)	(△ 1,100,000)	
教育委員会	740,000	756,000	△ 16,000	教育委員会
会場・会議費	(45,000)	(51,000)	(△ 6,000)	
通信・運搬費	(5,000)	(5,000)	(0)	
旅費交通費	(690,000)	(700,000)	(△ 10,000)	
教育セッション事業	5,290,000	5,800,000	△ 510,000	
頒布資料印刷費	(1,200,000)	(1,300,000)	(△ 100,000)	教育セッションWEB配信・DVD
業務委託費	(1,550,000)	(1,780,000)	(△ 230,000)	
諸謝金	(700,000)	(700,000)	(0)	講師旅費を含む
会場・会議費	(1,300,000)	(1,500,000)	(△ 200,000)	
印刷費	(500,000)	(500,000)	(0)	教育セッションテキスト含む
通信・運搬費	(40,000)	(20,000)	(20,000)	
講習会事業	11,750,000	13,130,000	△ 1,380,000	4回開催
頒布資料印刷費	(2,700,000)	(2,900,000)	(△ 200,000)	講習会WEB配信・DVD
業務委託費	(1,750,000)	(1,800,000)	(△ 50,000)	
システム運営費	(250,000)	(250,000)	(0)	
諸謝金	(3,070,000)	(3,400,000)	(△ 330,000)	講師旅費を含む
会場・会議費	(1,960,000)	(2,500,000)	(△ 540,000)	
印刷費	(900,000)	(1,000,000)	(△ 100,000)	講習会テキスト含む
通信・運搬費	(120,000)	(120,000)	(0)	
旅費交通費	(1,000,000)	(1,160,000)	(△ 160,000)	
専門医制度委員会	6,087,000	7,669,000	△ 1,582,000	
頒布資料印刷費	(0)	(2,000,000)	(△ 2,000,000)	
システム運営費	(600,000)	(550,000)	(50,000)	指導医システム構築ほか
諸謝金	(450,000)	(400,000)	(50,000)	
会費・分担金	(587,000)	(568,000)	(19,000)	専門医制評価・認定機構
会場・会議費	(1,100,000)	(856,000)	(244,000)	
印刷費	(1,000,000)	(1,385,000)	(△ 385,000)	試験問題作成ほか
通信・運搬費	(350,000)	(150,000)	(200,000)	
旅費交通費	(2,000,000)	(1,760,000)	(240,000)	
工学フェロー認定審査委員会	223,000	295,000	△ 72,000	
システム運営費	(40,000)	(50,000)	(△ 10,000)	
会場・会議費	(15,000)	(25,000)	(△ 10,000)	
通信・運搬費	(58,000)	(20,000)	(38,000)	
旅費交通費	(110,000)	(200,000)	(△ 90,000)	
検査士制度委員会	18,180,000	18,918,000	△ 738,000	
頒布資料印刷費	(0)	(138,000)	(△ 138,000)	超音波検査士研修ガイドライン
システム運営費	(360,000)	(200,000)	(160,000)	(頒布終了)
業務委託費	(320,000)	(350,000)	(△ 30,000)	
諸謝金	(2,650,000)	(3,630,000)	(△ 980,000)	
臨時雇い賃金	(750,000)	(700,000)	(50,000)	
会場・会議費	(6,900,000)	(7,500,000)	(△ 600,000)	
印刷費	(2,400,000)	(2,500,000)	(△ 100,000)	
通信・運搬費	(2,400,000)	(2,300,000)	(100,000)	
旅費交通費	(2,400,000)	(1,600,000)	(800,000)	
国際交流委員会	6,448,000	6,250,000	198,000	
奨学金	(3,600,000)	(3,600,000)	(0)	
会費・分担金	(2,400,000)	(2,200,000)	(200,000)	AFSUMB分担金
諸謝金	(180,000)	(180,000)	(0)	
会場・会議費	(28,000)	(30,000)	(△ 2,000)	
旅費交通費	(240,000)	(240,000)	(0)	
WFUMB関連費	760,000	880,000	△ 120,000	50冊
WFUMB機関誌購入費	(660,000)	(780,000)	(△ 120,000)	
発送経費	(100,000)	(100,000)	(0)	
広報委員会	600,000	520,000	80,000	
システム運営費	(540,000)	(450,000)	(90,000)	
文具消耗品費	(20,000)	(20,000)	(0)	
会場・会議費	(40,000)	(50,000)	(△ 10,000)	
企画委員会	555,000	603,000	△ 48,000	
会場・会議費	(32,000)	(39,000)	(△ 7,000)	
通信・運搬費	(3,000)	(3,000)	(0)	
旅費交通費	(520,000)	(561,000)	(△ 41,000)	
事業費計	313,647,100	307,810,000	5,837,100	
管理費				
給与手当	45,830,000	45,500,000	330,000	
会計顧問料	864,000	840,000	24,000	
福利厚生費	722,000	700,000	22,000	
法定福利費	7,083,000	6,600,000	483,000	
職員交通費	2,053,000	2,000,000	53,000	
事務所賃借料	19,701,000	19,831,000	△ 130,000	賃料値下げ分反映
事務用機器賃借料	960,000	930,000	30,000	

科　　目	予　算　額	前年度予算額	増　　減	備　　考
備品費	160,000	200,000	△ 40,000	
文具消耗品費	450,000	500,000	△ 50,000	
光熱水料	1,033,000	1,300,000	△ 267,000	
事務OA化費	450,000	399,200	50,800	
会場・会議費	950,000	1,000,000	△ 50,000	
印刷費	1,120,000	1,500,000	△ 380,000	
通信・運搬費	2,900,000	3,000,000	△ 100,000	
旅費交通費	3,550,000	3,509,000	41,000	理事会等
租税公課	2,347,000	3,000,000	△ 653,000	
払込手数料	1,800,000	1,800,000	0	
システム運営費	100,800	100,800	0	
会費・分担金	76,000	76,000	0	公益法人協会会費
保険料	160,000	160,000	0	役員賠償責任保険・火災保険
業務委託費	150,000	150,000	0	
雑費	980,000	680,000	300,000	職員研修を含む
保険委員会	742,000	675,000	67,000	
会費・分担金	(520,000)	(520,000)	(0)	内保連、外保連ほか
会場・会議費	(45,000)	(50,000)	(△ 5,000)	
通信・運搬費	(92,000)	(5,000)	(87,000)	
旅費交通費	(85,000)	(100,000)	(△ 15,000)	
倫理委員会	98,000	117,400	△ 19,400	
会場・会議費	(20,000)	(24,000)	(△ 4,000)	
通信・運搬費	(3,000)	(90,400)	(△ 87,400)	
旅費交通費	(75,000)	(3,000)	(72,000)	
利益相反委員会	40,000	50,000	△ 10,000	
会場・会議費	(8,000)	(10,000)	(△ 2,000)	
旅費交通費	(32,000)	(40,000)	(△ 8,000)	
規約関係費	10,000	10,000	0	
通信・運搬費	(10,000)	(10,000)	(0)	
選挙関係費	43,000	2,800,000	△ 2,757,000	(H25)選挙実施年
会場・会議費	(8,000)	(100,000)	(△ 92,000)	
旅費交通費	(25,000)	(500,000)	(△ 475,000)	
通信・運搬費	(10,000)	(2,200,000)	(△ 2,190,000)	
新公益法人移行検討委員会	239,000	294,000	△ 55,000	
会場・会議費	(17,000)	(17,000)	(0)	
旅費交通費	(222,000)	(277,000)	(△ 55,000)	
管理費計	94,611,800	97,722,400	△ 3,110,600	
事業活動支出計 (B)	408,258,900	405,532,400	2,726,500	
事業活動収支差額 (C)=(A)−(B)	△ 14,100,000	△ 13,600,000	△ 500,000	
Ⅱ 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
特定預金取崩収入	15,000,000	15,000,000	0	
学術奨励基金取崩収入	(8,000,000)	(8,000,000)	(0)	
松尾賞基金取崩収入	(1,000,000)	(1,000,000)	(0)	
研究会発班設置基金取崩収入	(5,000,000)	(5,000,000)	(0)	
伊東賞基金取崩収入	(1,000,000)	(1,000,000)	(0)	
投資活動収入計 (D)	15,000,000	15,000,000	0	
2. 投資活動支出				
特定預金繰入支出	900,000	900,000	0	
退職給付引当預金支出	(900,000)	(900,000)	(0)	
投資活動支出計 (E)	900,000	900,000	0	
投資活動収支差額 (F)=(D)−(E)	14,100,000	14,100,000	0	
Ⅲ 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入			0	
財務活動収入計 (G)	0	0	0	
2. 財務活動支出			0	
財務活動支出計 (H)	0	0	0	
財務活動収支差額 (I)=(G)−(H)	0	0	0	
Ⅳ 予備費支出 (J)		500,000	△ 500,000	
当期収支差額 (K)=(C)+(F)+(I)+(J)	0	0	0	
前期繰越収支差額 (L)	0	0	0	
次期繰越収支差額 (K)+(L)	0	0	0	

収支予算内訳書(損益計算ベース)

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

科目	実施事業会計						実施事業会計小計	その他事業		その他事業小計	法人会計	内部取引消去	合計
	組1	組2	組3	組4	組5	組6		その他1	その他2				
	学術集会事業	講習会事業	超音波用語標準化事業	研究開発促進事業	国際交流事業	出版事業		資格認定事業	会員相互補助事業				
1.経常増減の部													
(1)経常収益													
基本財産運用収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,200	0	7,200
特定資産運用収入	6,000	0	0	7,500	1,100	0	14,600	0	0	0	0	0	14,600
入会金収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,483,000	0	1,483,000
会費収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	156,043,000	0	156,043,000
参加費収入	69,950,000	11,260,000	0	0	0	0	81,210,000	0	0	0	0	0	81,210,000
共催セミナー収入ほか	72,649,000	0	0	0	0	0	72,649,000	0	0	0	0	0	72,649,000
広告収入	7,054,100	0	0	0	0	1,750,000	8,804,100	0	0	0	0	0	8,804,100
試験・新規認定収入	0	0	0	0	0	0	0	49,180,000	0	49,180,000	0	0	49,180,000
更新認定収入	0	0	0	0	0	0	0	13,560,000	0	13,560,000	0	0	13,560,000
学会誌別刷収入	0	0	0	0	0	150,000	150,000	0	0	0	0	0	150,000
資料頒布収入	—	—	—	0	700,000	4,095,000	4,795,000	—	0	0	0	0	4,795,000
著作権・印税収入	0	0	0	0	0	140,000	140,000	240,000	0	240,000	0	0	380,000
寄付金収入	5,750,000	0	0	0	0	0	5,750,000	0	0	0	0	0	5,750,000
補助金・助成金収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取利息収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	83,000	0	83,000
雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50,000	0	50,000
経常収益計	155,409,100	11,260,000	0	7,500	701,100	6,135,000	173,512,700	62,980,000	0	62,980,000	157,666,200	0	394,158,900
(2)経常費用													
事業費													
学会誌出版費	0	0	0	0	0	47,000,000	47,000,000	0	0	0			47,000,000
発送経費	0	0	0	0	100,000	11,000,000	11,100,000	0	0	0			11,100,000
校正費	0	0	640,000	0	0	1,900,000	2,540,000	0	0	0			2,540,000
奨学金	0	0	0	0	3,600,000	0	3,600,000	0	0	0			3,600,000
給与手当	8,902,385	1,695,692	2,543,538	2,331,578	847,847	3,603,346	19,924,386	7,630,614	1,059,808	8,690,422			28,614,808
臨時雇い賃金	5,340,000	0	0	550,000	0	0	5,890,000	750,000	0	750,000			6,640,000
会計顧問料	864,000	0	0	0	0	0	864,000	0	0	0			864,000
法定福利費	1,487,430	283,320	424,980	389,565	141,660	602,055	3,329,010	1,274,940	177,075	1,452,015			4,781,025
職員交通費	431,130	82,120	123,180	112,915	41,060	174,505	964,910	369,540	51,325	420,865			1,385,775
事務所賃借料	4,337,210	788,040	1,182,060	1,083,555	394,020	1,674,585	9,459,470	3,546,180	492,525	4,038,705			13,498,175
文具消耗品費	2,142,000	0	40,000	6,202,000	0	20,000	8,404,000	0	0	0			8,404,000
光熱水料	216,930	41,320	61,980	56,815	20,660	87,805	485,510	185,940	25,825	211,765			697,275
会場・会議費	98,599,500	2,005,000	950,000	610,000	28,000	148,000	102,340,500	8,015,000	32,000	8,047,000			110,387,500
印刷費	12,619,000	900,000	0	660,000	0	0	14,179,000	3,400,000	0	3,400,000			17,579,000
職員交通費	3,475,000	241,000	234,000	544,500	58,000	496,500	5,049,000	3,330,000	75,500	3,405,500			8,454,500
旅費・交通費	10,964,600	1,690,000	4,800,000	3,220,000	240,000	1,320,000	22,234,600	4,510,000	520,000	5,030,000			27,264,600
頒布資料印刷費	—	—	—	0	0	3,900,000	3,900,000		0	0			3,900,000
職員交通費	0	0	0	0	660,000	0	660,000	0	0	0			660,000
払込手数料	183,000	0	0	0	0	0	183,000	0	0	0			183,000
システム運営費	1,560,000	250,000	220,000	0	0	1,240,000	3,270,000	1,000,000	0	1,000,000			4,270,000
職員交通費	3,927,065	70,410	0	0	0	11,735	4,009,210	398,990	0	398,990			4,408,200
業務委託費	25,139,000	1,750,000	1,000,000	0	0	0	27,889,000	320,000	0	320,000			28,209,000
会費・分担金	0	0	510,000	0	2,400,000	0	2,910,000	587,000	0	587,000			3,497,000
関連行事費	9,100,000	0	0	0	0	0	9,100,000	0	0	0			9,100,000
諸謝金	4,782,000	3,070,000	0	250,000	180,000	0	8,282,000	3,100,000	0	3,100,000			11,382,000
賞与引当金繰入額	721,915	137,508	206,262	189,072	68,753	292,204	1,615,714	618,786	85,942	704,728			2,320,442
退職給付費用	927,694	176,704	265,056	242,968	88,352	375,495	2,076,269	795,166	110,440	905,606			2,981,875
減価償却費	157,182	29,940	224,460	41,166	14,969	63,622	531,339	134,728	18,712	153,440			684,779
事業費計	203,247,041	13,211,054	13,425,516	16,484,134	8,883,321	73,909,852	329,160,918	39,966,884	2,649,152	42,616,036	0	0	371,776,954
管理費													
給与手当							0			0	13,777,496		13,777,496
会計顧問料							0			0	864,000		864,000
福利厚生費							0			0	722,000		722,000
法定福利費							0			0	2,301,975		2,301,975
職員交通費							0			0	667,225		667,225
事務所賃借料							0			0	6,402,825		6,402,825
事務用機器賃借料							0			0	960,000		960,000
備品費							0			0	160,000		160,000
文具消耗品費							0			0	450,000		450,000
光熱水料							0			0	335,725		335,725
事務OA化費							0			0	450,000		450,000
会場・会議費							0			0	1,048,000		1,048,000
印刷費							0			0	1,120,000		1,120,000
通信・運搬費							0			0	1,057,500		1,057,500
旅費交通費							0			0	3,989,000		3,989,000
租税公課							0			0	938,800		938,800
払込手数料							0			0	1,800,000		1,800,000
システム運営費							0			0	100,800		100,800
会費・分担金							0			0	596,000		596,000
保険料							0			0	160,000		160,000
業務委託費							0			0	150,000		150,000
雑費							0			0	980,000		980,000
賞与引当金繰入額							0			0	1,117,254		1,117,254
退職給付費用							0			0	1,435,715		1,435,715
減価償却費							0			0	243,260		243,260
管理費計							0			0	41,827,575	0	41,827,575
経常費用計	203,247,041	13,211,054	13,425,516	16,484,134	8,883,321	73,909,852	329,160,918	39,966,884	2,649,152	42,616,036	41,827,575	0	413,604,529
当期経常増減額	△ 47,837,941	△ 1,951,054	△ 13,425,516	△ 16,476,634	△ 8,182,221	△ 67,774,852	△ 155,648,218	23,013,116	△ 2,649,152	20,363,964	115,838,625		△ 19,445,629
2.経常外増減の部							0						0
(1)経常外収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)経常外費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期正味財産増減額	△ 47,837,941	△ 1,951,054	△ 13,425,516	△ 16,476,634	△ 8,182,221	△ 67,774,852	△ 155,648,218	23,013,116	△ 2,649,152	20,363,964	115,838,625	0	△ 19,445,629
各事業グループの内訳は右記のとおりである。	学術集会 地方会 顕彰委員会 教育セッション	講習会 顕彰委員会	用語・診断基準委員会 機器及び安全に関する委員会	研究開発促進委員会	国際交流委員会 WFUMB関連事業	編集委員会 広報委員会 頒布資料関係		専門医制度委員会 エキスパート認定審査委員会 検査士制度委員会	企画委員会				

公益社団法人申請用収支予算内訳書(損益計算ベース)

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

科目	公益目的事業会計	収益事業等会計		収益事業等会計小計	法人会計	内部取引消去	合計
		その他1	その他2				
	公1	資格認定事業	会員相互補助事業				
1.経常増減の部							
(1)経常収益							
基本財産運用収入	0	0	0	0	7,200	0	7,200
特定資産運用収入	14,600	0	0	0	0	0	14,600
入会金収入	741,500	0	0	0	741,500	0	1,483,000
会費収入	78,021,500	0	0	0	78,021,500	0	156,043,000
参加費収入	81,210,000	0	0	0	0	0	81,210,000
共催セミナー収入ほか	72,649,000	0	0	0	0	0	72,649,000
広告収入	8,804,100	0	0	0	0	0	8,804,100
試験・新規認定収入	0	49,180,000	0	49,180,000	0	0	49,180,000
更新認定収入	0	13,560,000	0	13,560,000	0	0	13,560,000
学会誌別刷収入	150,000	0	0	0	0	0	150,000
資料頒布収入	4,795,000	—	0	0	0	0	4,795,000
著作権・印税収入	140,000	240,000	0	240,000	0	0	380,000
寄付金収入	5,750,000	0	0	0	0	0	5,750,000
補助金・助成金収入	0	0	0	0	0	0	0
受取利息収入	0	0	0	0	83,000	0	83,000
雑収入	0	0	0	0	50,000	0	50,000
経常収益計	252,275,700	62,980,000	0	62,980,000	78,903,200	0	394,158,900
(2)経常費用							
事業費							
学会誌出版費	47,000,000	0	0	0			47,000,000
発送経費	11,100,000	0	0	0			11,100,000
校正費	2,540,000	0	0	0			2,540,000
奨学金	3,600,000	0	0	0			3,600,000
給与手当	19,924,386	7,630,614	1,059,808	8,690,422			28,614,808
臨時雇い賃金	5,890,000	750,000	0	750,000			6,640,000
会計顧問料	864,000	0	0	0			864,000
法定福利費	3,329,010	1,274,940	177,075	1,452,015			4,781,025
職員交通費	964,910	369,540	51,325	420,865			1,385,775
事務所賃借料	9,459,470	3,546,180	492,525	4,038,705			13,498,175
文具消耗品費	8,404,000	0	0	0			8,404,000
光熱水料	485,510	185,940	25,825	211,765			697,275
会場・会議費	102,340,500	8,015,000	32,000	8,047,000			110,387,500
印刷費	14,179,000	3,400,000	0	3,400,000			17,579,000
職員交通費	5,049,000	3,330,000	75,500	3,405,500			8,454,500
旅費・交通費	22,234,600	4,510,000	520,000	5,030,000			27,264,600
頒布資料印刷費	3,900,000		0	0			3,900,000
職員交通費	660,000	0	0	0			660,000
払込手数料	183,000	0	0	0			183,000
システム運営費	3,270,000	1,000,000	0	1,000,000			4,270,000
職員交通費	4,009,210	398,990	0	398,990			4,408,200
業務委託費	27,889,000	320,000	0	320,000			28,209,000
会費・分担金	2,910,000	587,000	0	587,000			3,497,000
関連行事費	9,100,000	0	0	0			9,100,000
謝礼金	8,282,000	3,100,000	0	3,100,000			11,382,000
賞与引当金繰入額	1,615,714	618,786	85,942	704,728			2,320,442
退職給付費用	2,076,269	795,166	110,440	905,606			2,981,875
減価償却費	531,339	134,728	18,712	153,440			684,779
事業費計	329,160,918	39,966,884	2,649,152	42,616,036	0	0	371,776,954
管理費							
給与手当	0			0	13,777,496		13,777,496
会計顧問料	0			0	864,000		864,000
福利厚生費	0			0	722,000		722,000
法定福利費	0			0	2,301,975		2,301,975
職員交通費	0			0	667,225		667,225
事務所賃借料	0			0	6,402,825		6,402,825
事務用機器賃借料	0			0	960,000		960,000
備品費	0			0	160,000		160,000
文具消耗品費	0			0	450,000		450,000
光熱水料	0			0	335,725		335,725
事務OA化費	0			0	450,000		450,000
会場・会議費	0			0	1,048,000		1,048,000
印刷費	0			0	1,120,000		1,120,000
通信・運搬費	0			0	1,057,500		1,057,500
旅費交通費	0			0	3,989,000		3,989,000
租税公課	0			0	938,800		938,800
払込手数料	0			0	1,800,000		1,800,000
システム運営費	0			0	100,800		100,800
会費・分担金	0			0	596,000		596,000
保険料	0			0	160,000		160,000
業務委託費	0			0	150,000		150,000
雑費	0			0	980,000		980,000
賞与引当金繰入額	0			0	1,117,254		1,117,254
退職給付費用	0			0	1,435,715		1,435,715
減価償却費	0			0	243,260		243,260
管理費計	0			0	41,827,575	0	41,827,575
経常費用計	329,160,918	39,966,884	2,649,152	42,616,036	41,827,575	0	413,604,529
当期経常増減額	△ 76,885,218	23,013,116	△ 2,649,152	20,363,964	37,075,625		△ 19,445,629
2.経常外増減の部	0						0
(1)経常外収益	0	0	0	0	0	0	0
(2)経常外費用	0	0	0	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0
当期正味財産増減額	△ 76,885,218	23,013,116	△ 2,649,152	20,363,964	37,075,625	0	△ 19,445,629

（資料６）

一般社団法人日本超音波医学会
平成26･27年度役員候補者及び代議員

（自 平成26年5月11日　　至 平成28年度通常総会開催日）

理事長　工藤正俊

副理事長　椎名　毅　谷口信行

理　事　秋山いわき　尾辻　豊　金井　浩　貴田岡正史　工藤信樹　住野泰清　竹中　克　立花克郎
千葉　裕　中谷　敏　蜂屋弘之　馬場一憲　廣岡芳樹　増山　理　森　秀明　森安史典
山本一博

監　事　竹内和男　山下裕一

代議員　赤石　誠　赤坂和美　赤阪隆史　浅沼俊彦　麻生和信　有田武史　飯島尋子　石川一男
石田一成　石塚尚子　石原　謙　市塚清健　市橋　光　伊藤隆英　位藤俊一　伊藤　浩
今井康陽　今井康晴　岩永史郎　植木敏晴　上松正朗　打田佐和子　内田政史　梅村晋一郎
浦岡佳子　麻植浩樹　大崎往夫　岡　博子　小笠原康夫　岡田一孝　岡田　孝　岡庭信司
小川眞広　奥野敏隆　小野尚文　小野寺博義　尾本きよか　片桐　聡　神山直久　亀岡信悟
茅野博行　川合宏哉　川内章裕　川岸哲也　川崎靖子　川畑健一　菊池昭彦　木佐貫　彰
木田光広　木原康樹　楠　信也　熊田　卓　黒肱敏彦　黒松亮子　桑田知之　國分茂博
小林さゆき　近藤　隆　紺野　啓　西條芳文　斎藤明子　齊藤弥穂　酒井輝文　坂田好美
坂田泰史　櫻井健一　左合治彦　佐々木勝己　佐藤秀一　椎名秀一朗　重田浩一朗　篠塚憲男
地挽隆夫　島野俊彰　志村浩己　鈴木真事　瀬尾由広　高野真澄　高橋正一郎　宝田　明
竹内真一　竹内正明　竹川英宏　田中直彦　田中伸明　田中秀和　田中宏和　田中弘教
田中　守　谷垣伸治　田内　潤　玉井秀幸　玉野正也　辻本文雄　東野英利子　戸原恵二
土肥　聡　豊田　茂　内藤みわ　長川達哉　中河原浩史　中島一毅　中島浩志　中島美智子
仲田文造　長沼裕子　長嶺伸彦　中村武史　仁木清美　西上和宏　西川かおり　新田尚隆
箱崎幸也　橋本秀行　橋本　浩　長谷川潤一　長谷川英之　秦　幸吉　畠　二郎　秦　利之
濱口浩敏　濱滝壽伸　日浅陽一　平井都始子　平岡　淳　平野　豊　広岡昌史　福成信博
藤井康友　藤田直孝　藤本研治　藤本眞一　古川政樹　古川まどか　前田英明　真口宏介
正木　充　舛形　尚　増崎英明　松岡　隆　松村　誠　松村敬久　松本直樹　真野敏昭
丸山紀史　三神大世　水重克文　三竹　毅　嶺　喜隆　三原修一　宮坂陽子　宮本幸夫
室月　淳　安　隆則　安河内　聰　安田秀光　安田是和　矢野雅彦　山口　匡　山越芳樹
山崎　聡　山田　聡　山田博胤　山田博康　山近史郎　山本敏樹　湯淺敏典　湯田　聡
吉田成人　吉田　寛　与田仁志　余田　篤　林　英宰　和久井紀貴　和田靖明　渡辺五朗
渡部朋幸　渡辺好章

(資料7)

定款改正案

現在の定款	定款改正案	備考
一般社団法人日本超音波医学会定款 (平成25年４月１日制定)	公益社団法人日本超音波医学会定款 (平成○年○月○日制定)	
第１章　総則 (名称) 第１条　この法人は，一般社団法人日本超音波医学会(英文名The Japan Society of Ultrasonics in Medicine)(以下「本会」という．)と称する． (事務所) 第２条　本会は，主たる事務所を東京都千代田区に置く．	第１章　総則 (名称) 第１条　この法人は，公益社団法人日本超音波医学会(英文名 The Japan Society of Ultrasonics in Medicine)(以下「本会」という．)と称する． (事務所) 第２条　本会は，主たる事務所を東京都千代田区に置く．	
第２章　目的及び事業 (目的) 第３条　本会は，超音波医学に関する学理及び応用の研究についての発表，知識の交換，情報の提供等を行うことにより，超音波医学及びその関連学問領域の進歩普及を図り，もって我が国における学術の発展に寄与することを目的とする． (事業) 第４条　本会は，前条の目的を達成するために次の事業を行う． 一　学術集会，学術講演会等の開催 二　会誌及びその他刊行物の発行 三　調査・研究及び教育・啓蒙 四　学会認定超音波専門医・超音波工学フェロー及び学会認定超音波検査士の認定 五　内外の関連学術団体との連絡及び協力 六　その他本会の目的を達成するために必要な事業 ２　前項の事業は，本邦及び海外において行うものとする．	第２章　目的及び事業 (目的) 第３条　本会は，超音波医学に関する学理及び応用の研究についての発表，知識の交換，情報の提供等を行うことにより，超音波医学及びその関連学問領域の進歩普及を図り，もって我が国における学術の発展に寄与することを目的とする． (事業) 第４条　本会は，前条の目的を達成するために次の事業を行う． 一　学術集会，学術講演会等の開催 二　会誌及びその他刊行物の発行 三　調査・研究及び教育・啓蒙 四　~~学会~~超音波専門医・超音波工学フェロー及び超音波検査士の認定 五　内外の関連学術団体との連絡及び協力 六　その他本会の目的を達成するために必要な事業 ２　前項の事業は，本邦及び海外において行うものとする．	学会を本会に変更，もしくは学会認定を削除（左記は学会認定を削除のかたちでとりいそぎ作成）
第３章　会員 (種類) 第５条　本会に，次の種類の会員を置く． 一　正会員 超音波医学に関する学識経験者で，本会の目的に賛同して入会した者 二　準会員 超音波医学に関心を有する者で，本会の目的に賛同して入会した者(学生会員を除く．) 三　学生会員 超音波医学に関する学術を専攻するために大学の学部若しくは大学院修士課程又はその他関連教育機関に在学中の学生で，本会の目的に賛同して入会した者 四　賛助会員 本会の行う事業を賛助する団体又は個人で，本会の目的に賛同して入会した者 五　名誉会員 超音波医学に関して顕著な功績があり，理事会の推挙に基づき社員総会の承認を得た者 六　功労会員 本会に格別な功労のあった65歳以上の正会員で，理事会の推挙に基づき社員総会の承認を得た者 ２　本会の社員((一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という．)第11条第１項第５号等に規定する社員をいう．以下同じ)は160名以上180名以内をもって選出される代議員をもって社員とする． ３　代議員を選出するため，正会員による代議員選挙を行う．代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める． ４　代議員は，正会員の中から選ばれることを要する．正会員は，前項の代議員選挙に立候補することができる． ５　第３項の代議員選挙において，正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する．理事又は理事会は，代議員を選出することはできない． ６　第３項の代議員選挙は，２年に１度，８月から10月までの期間に実施することとし，代議員の任期は，就任後２年以内に終了する事業年度のうち，最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする．ただし，代議員が社員総会決議取消しの訴え，解散の訴え，責任追及の訴え及び役員の解任の訴え(法人法第266条第１項，第268条，第278条，第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む．)には，当該訴訟が終結するまでの間，当該代議員は社員たる地位を失わない(当該代議員は，役員の選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人法第146条)についての議決権を有しないこととする．) ７　代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる．補欠の代議員の任期は，任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする． ８　補欠の代議員を選挙する場合には，次に掲げ	第３章　会員 (種　類) 第５条　本会に，次の種類の会員を置く． 一　正会員 超音波医学に関する学識経験者で，本会の目的に賛同して入会したもの 二　準会員 超音波医学に関心を有する者で，本会の目的に賛同して入会したもの(学生会員を除く．) 三　学生会員 超音波医学に関する学術を専攻するために大学の学部若しくは大学院修士課程又はその他関連教育機関に在学中の学生で，本会の目的に賛同して入会したもの 四　賛助会員 本会の行う事業を賛助する団体又は個人で，本会の目的に賛同して入会したもの 五　名誉会員 超音波医学に関して顕著な功績があり，理事会の推挙に基づき社員総会の承認を得た者 六　功労会員 本会に格別な功労のあった65歳以上の正会員で，理事会の推挙に基づき社員総会の承認を得たもの ２　本会の社員((一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という．)第11条第１項第５号等に規定する社員をいう．以下同じ)は160名以上180名以内をもって選出される代議員をもって社員とする． ３　代議員を選出するため，正会員による代議員選挙を行う．代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める． ４　代議員は，正会員の中から選ばれることを要する．正会員は，前項の代議員選挙に立候補することができる． ５　第３項の代議員選挙において，正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する．理事又は理事会は，代議員を選出することはできない． ６　第３項の代議員選挙は，２年に１度，８月から10月までの期間に実施することとし，代議員の任期は，就任後２年以内に終了する事業年度のうち，最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする．ただし，代議員が社員総会決議取消しの訴え，解散の訴え，責任追及の訴え及び役員の解任の訴え(法人法第266条第１項，第268条，第278条，第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む．)には，当該訴訟が終結するまでの間，当該代議員は社員たる地位を失わない(当該代議員は，役員の選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人法第146条)についての議決権を有しないこととする．) ７　代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる．補欠の代議員の任期は，任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする． ８　補欠の代議員を選挙する場合には，次に掲げ	

る事項も併せて決定しなければならない．
一　当該候補者が補欠の代議員である旨
二　当該候補者を１人又は２人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは，その旨及び当該特定の代議員の氏名
三　同一の代議員（２以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては，当該２以上の代議員）につき２人以上の補欠の代議員を選任するときは，当該補欠の代議員相互間の優先順位

9　第７項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は，当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする．

10　正会員は，法人法に規定された次に掲げる社員の権利を，社員と同様に本会に対して行使することができる．
一　法人法第14条第２項の権利（定款の閲覧等）
二　法人法第32条第２項の権利（社員名簿の閲覧等）
三　法人法第57条第４項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
四　法人法第50条第６項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
五　法人法51条第4項及び第52条第５項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
六　法人法第129条第３項の権利（計算書類等の閲覧等）
七　法人法第229条第２項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
八　法人法第246条第３項，第250条第３項及び第256条第３項の権利（合併契約書等の閲覧等）

11　理事及び監事は，その任務を怠ったときは，本会に対し，これによって生じた損害を賠償する責任を負い，法人法第112条の規定にかかわらず，この責任は，すべての正会員の同意がなければ，免除することができない．

12　社員は，役員を兼ねることができない．

13　社員は，無報酬とする．

14　社員が次の各号の一に該当するときは，社員総会の決議を経て解任することができる．この場合，当該社員に対し，決議の前に弁明の機会を与えなければならない．
一　心身の故障のため職務の執行に支障があり，又はこれに堪えないと認められるとき．
二　職務上の義務違反その他社員たるにふさわしくない行為があると認められるとき．

（入会）
第６条　会員になろうとする者は，次条に定める入会金及び当該年度の会費を添えて所定の入会申込書を理事長に提出し，理事会の承認を得なければならない．ただし，名誉会員及び功労会員として社員総会の承認を得た者は，入会の手続きを要せず，本人の承諾をもって会員となるものとする．

（入会金及び会費）
第７条　入会金及び会費に関する規定は，社員総会の決議を経て別に定める．

（会誌の配布等）
第８条　会員には，本会が刊行する会誌を配布する．
２　会員は，本会が催す各種の事業に優先参加することができる．

（資格の喪失）
第９条　会員は，次の事由によってその資格を喪失する．
一　退会したとき．
二　死亡したとき，若しくは失踪宣告を受けたとき，又は法人である会員が解散したとき．
三　除名されたとき．
２　正会員たる代議員は，正会員の資格を喪失したときは，代議員たる資格も喪失したものとする．

（退会）
第10条　会員が退会しようとするときは，任意にいつでも退会することができる．

（懲戒）
第11条　会員が次の各号の一に該当するときは，理事会の決議を経て，理事長がこれを懲戒することができる．
一　日本国の法律又は本会の定款若しくは規則等に違反したとき．
二　本会の名誉又は信用を傷つけ，その他会員としての品位を損なう行為があったとき．
２　懲戒は，次の３種とする．
一　除名
二　３年以内の学会活動停止
三　厳重注意
３　前項第１号により会員を除名する場合には，理事会の決議に加え，社員総会の決議を経なければならない．この場合，その会員に対し社員総会の１週間前までに理由を付して除名する旨を通知し，社員総会において当該会員に対し，決議の前に弁明の機会を与えなければならない．
４　前項により除名が決議されたときは，その会員に対し，通知するものとする．

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）
第12条　会員が第９条の規定によりその資格を喪失したときは，本会に対する会員としての権利を失

る事項も併せて決定しなければならない．
一　当該候補者が補欠の代議員である旨
二　当該候補者を１人又は２人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは，その旨及び当該特定の代議員の氏名
三　同一の代議員（２以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては，当該２以上の代議員）につき２人以上の補欠の代議員を選任するときは，当該補欠の代議員相互間の優先順位

9　第７項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は，当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする．

10　正会員は，法人法に規定された次に掲げる社員の権利を，社員と同様に本会に対して行使することができる．
一　法人法第14条第２項の権利（定款の閲覧等）
二　法人法第32条第２項の権利（社員名簿の閲覧等）
三　法人法第57条第４項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
四　法人法第50条第６項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
五　法人法51条第4項及び第52条第５項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
六　法人法第129条第３項の権利（計算書類等の閲覧等）
七　法人法第229条第２項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
八　法人法第246条第３項，第250条第３項及び第256条第３項の権利（合併契約書等の閲覧等）

11　理事及び監事は，その任務を怠ったときは，本会に対し，これによって生じた損害を賠償する責任を負い，法人法第112条の規定にかかわらず，この責任は，すべての正会員の同意がなければ，免除することができない．

12　社員は，役員を兼ねることができない．

13　社員は，無報酬とする．

14　社員が次の各号の一に該当するときは，社員総会の決議を経て解任することができる．この場合，当該社員に対し，決議の前に弁明の機会を与えなければならない．
一　心身の故障のため職務の執行に支障があり，又はこれに堪えないと認められるとき．
二　職務上の義務違反その他社員たるにふさわしくない行為があると認められるとき．

（入会）
第６条　会員になろうとする者は，次条に定める入会金及び当該年度の会費を添えて所定の入会申込書を理事長に提出し，理事会の承認を得なければならない．ただし，名誉会員又は功労会員として社員総会の承認を得た者は，入会の手続きを要せず，本人の承諾をもって会員となるものとする．

（入会金及び会費）
第７条　入会金及び会費に関する規定は，社員総会の決議を経て別に定める．

（会誌の配布等）
第８条　会員には，本会が刊行する会誌を配布する．
２　会員は，本会が催す各種の事業に優先参加することができる．

（資格の喪失）
第９条　会員は，次の事由によってその資格を喪失する．
一　退会したとき．
二　会費を２年滞納したとき．資格喪失日時は２年連続滞納した年度末とする．
三　死亡したとき，若しくは失踪宣告を受けたとき，又は団体である会員が解散したとき．
四　除名されたとき．
２　正会員たる代議員は，正会員の資格を喪失したときは，代議員たる資格も喪失したものとする．

（退会）
第10条　会員が退会しようとするときは，任意にいつでも退会することができる．

（懲戒）
第11条　会員が次の各号の一に該当するときは，理事会の決議を経て，理事長がこれを懲戒することができる．
一　日本国の法律又は本会の定款若しくは規則等に違反したとき．
二　本会の名誉又は信用を傷つけ，その他会員としての品位を損なう行為があったとき．
２　懲戒は，次の３種とする．
一　除名
二　３年以内の学会活動停止
三　厳重注意
３　前項第１号により会員を除名する場合には，理事会の決議に加え，社員総会の決議を経なければならない．この場合，その会員に対し社員総会の１週間前までに理由を付して除名する旨を通知し，社員総会において当該会員に対し，決議の前に弁明の機会を与えなければならない．
４　前項により除名が決議されたときは，その会員に対し，通知するものとする．

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）
第12条　会員が第９条第１項の規定によりその資格を喪失したときは，本会に対する会員としての権

第９条
２号　法人以外の団体もあるため，法人⇒団体に変更
３号　会費滞納者が自動的に資格喪失となるよう追加

い，義務を免れる．ただし，未履行の義務は，これを免れることができない．

2　本会は，会員がその資格を喪失しても，既納の入会金，会費及び拠出金品は，これを返還しない．

第４章　社員総会

（構成）

第13条　社員総会は，すべての社員をもって構成する．

（権限）

第14条　社員総会は，次の事項について決議する．

一　役員の選任又は解任

二　代議員の解任

三　定款の変更

四　事業計画書及び収支予算書の承認

五　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

六　入会の基準並びに会費の金額

七　会員の除名

八　長期借入金並びに重要財産の処分及び譲受け

九　解散及び残余財産の処分

十　合併，事業の全部若しくは一部の譲渡

十一　理事会において総会に付議した事項

十二　前各号に定めるもののほか法人法に規定する事項及びこの定款に定められた事項

2　前項にかかわらず，個々の社員総会においては，第16条第４項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は，決議することができない．

（開催）

第15条　定時社員総会として毎年度１回事業年度終了後３か月以内に開催するほか，必要がある場合に開催する．

（招集）

第16条　社員総会は，法令に別段の定めがある場合を除き，理事会の決議に基づき理事長が招集する．

2　臨時社員総会は，理事会が必要と認めたとき，又は監事から請求のあったとき，理事長が招集する．

3　前項のほか，社員現在数の10分の１以上から会議に付議すべき事項及び理由を記載した書面を提出して社員総会の開催を請求されたときは，理事長は，その請求を受理したのち30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない．

4　社員総会の招集は，少なくとも14日以前に，その会議に付議すべき事項，日時及び場所を記載した書面をもって社員に通知する．

（議長）

第17条　社員総会の議長は，当該社員総会において社員の中から選出する．

（議決権）

第18条　社員総会における議決権は，社員１名につき１個とする．

（決議）

第19条　社員総会の決議は，総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し，出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う．ただし，当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は，出席者と見なし，この書面は社員総会の日から３か月間，その主たる事務所に備え置かなければならない．

2　前項の規定にかかわらず，次の決議は，総社員の半数以上であって，総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う．

一　監事の解任

二　定款の変更

三　会員の除名

四　長期借入金乃至は多額の借財及び重要財産の処分又は譲受け

五　解散及び残余財産の処分

六　合併，事業の全部若しくは一部の譲渡

七　基本財産の処分

八　その他法令で定められた事項

3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては，各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない．理事又は監事の候補者の合計数が，第23条に定める定数を上回る場合には，過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする．

（書面議決）

第20条　理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において，当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは，当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす．

2　前項の規定により社員総会の決議があったものとみなされる日から10年間，前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない．

（会員への報告）

第21条　社員総会の議事の要領及び決議した事項については，これを全会員に報告する．

（議事録）

第22条　社員総会の議事については，法令の定めると

利を失い，義務を免れる．ただし，未履行の義務は，これを免れることができない．

2　本会は，会員がその資格を喪失しても，既納の入会金，会費及び拠出金品は，これを返還しない．

第４章　社員総会

（構成）

第13条　社員総会は，すべての社員をもって構成する．

（権限）

第14条　社員総会は，次の事項について決議する．

一　役員の選任又は解任

二　代議員の解任

三　定款の変更

四　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

五　入会の基準並びに会費の金額

六　会員の除名

七　長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け

八　解散及び残余財産の処分

九　基本財産の処分

十　不可欠特定財産の処分の承認

十一　合併，事業の全部若しくは一部の譲渡

十二　理事会において総会に付議した事項

十三　前各号に定めるもののほか法人法に規定する事項及びこの定款に定められた事項

2　前項にかかわらず，個々の社員総会においては，第16条第４項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は，決議することができない．

（開催）

第15条　定時社員総会として毎年度１回事業年度終了後３か月以内に開催するほか，必要がある場合に開催する．

（招集）

第16条　社員総会は，法令に別段の定めがある場合を除き，理事会の決議に基づき理事長が招集する．

2　臨時社員総会は，理事会が必要と認めたとき，又は監事から請求のあったとき，理事長が招集する．

3　前項のほか，社員現在数の10分の１以上から会議に付議すべき事項及び理由を記載した書面を提出して社員総会の開催を請求されたときは，理事長は，その請求を受理したのち30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない．

4　社員総会の招集は，少なくとも14日以前に，その会議に付議すべき事項，日時及び場所を記載した書面をもって社員に通知する．

（議長）

第17条　社員総会の議長は，当該社員総会において社員の中から選出する．

（議決権）

第18条　社員総会における議決権は，社員１名につき１個とする．

（決議）

第19条　社員総会の決議は，総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し，出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う．ただし，当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は，出席者と見なし，この書面は社員総会の日から３か月間，その主たる事務所に備え置かなければならない．

2　前項の規定にかかわらず，次の決議は，総社員の半数以上であって，総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う．

一　監事の解任

二　定款の変更

三　会員の除名

四　長期借入金乃至は多額の借財及び重要な財産の処分又は譲受け

五　解散及び残余財産の処分

六　合併，事業の全部若しくは一部の譲渡

七　基本財産の処分

八　その他法令で定められた事項

3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては，各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない．理事又は監事の候補者の合計数が，第23条に定める定数を上回る場合には，過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする．

（書面議決）

第20条　理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において，当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは，当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす．

2　前項の規定により社員総会の決議があったものとみなされる日から10年間，前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない．

（会員への報告）

第21条　社員総会の議事の要領及び決議した事項については，これを全会員に報告する．

（議事録）

第22条　社員総会の議事については，法令の定めると

第14条
公益法人移行後は，事業年度開始前に公益認定等委員会へ収支予算書の提出が求められているなか，事業年度開始前に予算承認のための臨時社員総会開催は現実的でないため，「四　事業計画書及び収支予算書の承認」を社員総会決議事項から削除

ころにより，議事録を作成する．
2　議長及び選任された出席者の代表２名以上の者は，記名押印する．
3　前項の議事録は，社員総会の日から10年間，その主たる事務所に備え置かなければならない．

第５章　役員
（役員の設置）
第23条　本会に，次の役員を置く．
一　理事17名以上20名以内
二　監事２名
2　理事のうち１名を理事長，２名を副理事長とする．
3　前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし，理事長以外の理事をもって法人法上の業務執行理事とする．
（役員の選任）
第24条　理事及び監事は，社員が候補者を推薦し，社員総会の決議によって選任する．
2　理事長及び業務執行理事は，理事会の決議によって理事の中から選定する．
3　役員が欠けた場合又は役員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の役員を選挙することができる．
4　特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は，理事総数の３分の１を超えてはならない．監事についても，同様とする．
5　他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は，理事総数の３分の１を超えてはならない．監事についても，同様とする．
6　理事及び監事は，相互に兼ねることができない．
（理事の職務及び権限）
第25条　理事は，理事会を構成し，法令及びこの定款で定めるところにより，職務を執行する．
2　理事長は，法令及びこの定款で定めるところにより，本会を代表し，その業務を執行し，業務執行理事は，理事会において別に定めるところにより，本会の業務を分担執行する．
3　副理事長は，理事長を補佐し，本会の業務を執行する．
4　理事長及び業務執行理事は，毎事業年度毎に４か月を超える間隔で２回以上，自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない．
（監事の職務・権限）
第26条　監事は，次に掲げる職務を行う．
一　本会の業務及び財産の状況を監査すること，並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること．
二　理事の職務の執行を監査し，法令で定めるところにより，監査報告を作成すること．
三　理事が不正の行為をし，若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは，これを社員総会及び理事会に報告すること．
四　前号の報告をするため必要があるときは，理事長に理事会又は社員総会の招集を請求すること．ただし，その請求があった日から５日以内に，２週間以内の日を理事会を開催する招集通知が発せられない場合は，直接理事会を招集すること．
五　社員総会及び理事会に出席し，意見を述べること．
六　理事が社員総会に提出しようとする議案，書類その他法務省令で定めるものを調査し，法令若しくはこの定款に違反し，又は著しく不当な事項があると認めるときは，その調査の結果を社員総会に報告すること．
七　理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの定款に違反する行為をし，又はこれらの行為をする恐れがある場合において，その行為によって本会に著しい損害が生じるおそれがあるときは，その理事に対し，その行為をやめることを請求すること．
（役員の任期）
第27条　役員の任期は，選任後２年以内に終了する事業年度のうち，最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする．
2　役員は，再任を妨げない．
3　補欠により選任された役員の任期は，前任者の残任期間とする．
4　役員は，第23条に定める定数に足りなくなる時は，任期の満了，又は辞任により退任した後も，新たに選任された者が就任するまで，なお役員としての権利業務を有する．
（役員解任）
第28条　役員が次の各号の一に該当するときは，社員総会の決議によって解任することができる．この場合，当該役員に対し，決議の前に弁明の機

ころにより，議事録を作成する．
2　議長及び選任された出席者の代表２名以上の者は，記名押印する．
3　前項の議事録は，社員総会の日から10年間，その主たる事務所に備え置かなければならない．

第５章　役員
（役員の設置）
第23条　本会に，次の役員を置く．
一　理事17名以上20名以内
二　監事２名
2　理事のうち１名を理事長，２名を副理事長とする．
3　前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし，理事長以外の理事をもって法人法上の業務執行理事とする．
（役員の選任）
第24条　理事及び監事は，社員が候補者を推薦し，社員総会の決議によって選任する．
2　理事長及び副理事長は，理事会の決議によって理事の中から選定及び解職する．この場合において，理事会は，社員総会の決議により理事長及び副理事長候補者を選出し，理事会において当該候補者を選定する方法によることができる．
3　役員が欠けた場合又は役員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の役員を選挙することができる．
4　理事のうちには，理事のいずれか１名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が，理事総数（現在数）の３分の１を超えて含まれてはならない．
5　他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は，理事総数の３分の１を超えてはならない．監事についても，同様とする．
6　監事には，理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）及び使用人が含まれてはならない．また，各監事は，相互に親族その他特殊の関係があってはならない．
（理事の職務及び権限）
第25条　理事は，理事会を構成し，法令及びこの定款で定めるところにより，職務を執行する．
2　理事長は，法令及びこの定款で定めるところにより，本会を代表し，その業務を執行し，業務執行理事は，理事会において別に定めるところにより，本会の業務を分担執行する．
3　副理事長は，理事長を補佐し，本会の業務を執行する．
4　理事長及び業務執行理事は，毎事業年度毎に４か月を超える間隔で２回以上，自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない．
（監事の職務・権限）
第26条　監事は，次に掲げる職務を行う．
一　本会の業務及び財産の状況を監査すること，並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること．
二　理事の職務の執行を監査し，法令で定めるところにより，監査報告を作成すること．
三　理事が不正の行為をし，若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは，これを社員総会及び理事会に報告すること．
四　前号の報告をするため必要があるときは，理事長に理事会又は社員総会の招集を請求すること．ただし，その請求があった日から５日以内に，その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は，直接理事会を招集すること．
五　社員総会及び理事会に出席し，意見を述べること．
六　理事が社員総会に提出しようとする議案，書類その他法務省令で定めるものを調査し，法令若しくはこの定款に違反し，又は著しく不当な事項があると認めるときは，その調査の結果を社員総会に報告すること．
七　理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの定款に違反する行為をし，又はこれらの行為をする恐れがある場合において，その行為によって本会に著しい損害が生じるおそれがあるときは，その理事に対し，その行為をやめることを請求すること．
（役員の任期）
第27条　役員の任期は，選任後２年以内に終了する事業年度のうち，最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする．
2　役員は，再任を妨げない．
3　補欠により選任された役員の任期は，前任者の残任期間とする．
4　役員は，第23条に定める定数に足りなくなる時は，任期の満了，又は辞任により退任した後も，新たに選任された者が就任するまで，なお役員としての権利業務を有する．
（役員解任）
第28条　役員が次の各号の一に該当するときは，社員総会の決議によって解任することができる．この場合，当該役員に対し，決議の前に弁明の機

第24条４項・６項
租税特別措置法40条適用を受けるため文言を変更

会を与えなければならない．
一　心身の故障のため職務の執行に支障があり，又はこれに堪えないと認められるとき．
二　職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき．

(役員の報酬)
第29条　役員は，無報酬とする．
2　前項の規定にかかわらず，役員は，その職務執行において必要な実費弁償を受けることができる．

(取引の制限)
第30条　理事が次に掲げる取引をしようとする場合は，その取引について重要な事実を開示し，理事会の承認を得なければならない．
一　自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
二　自己又は第三者のためにする本会との取引
三　本会がその理事の債務を保証すること，その他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引
2　前項の取引をした理事は，その取引の重要な事実を遅滞なく，理事会に報告しなければならない．

第６章　理事会

(構成)
第31条　本会に理事会を置く．
2　理事会は，すべての理事をもって構成する．

(権限)
第32条　理事会は，次の職務を行う．
一　社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
二　規則の制定，変更及び改廃に関する事項
三　前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定
四　理事の職務の執行の監督
五　理事長及び業務執行理事の選定及び解職
2　理事会は，次に掲げる事項，その他の重要な業務執行の決定を，理事に委任することができない．
一　重要な財産の処分及び譲受け
二　多額の借財
三　重要な使用人の選任及び解任
四　従たる事務所その他重要な組織の設置，変更及び廃止
五　内部管理体制の整備

(種類及び開催)
第33条　理事会は，通常理事会及び臨時理事会の２種とする．
2　通常理事会は，毎事業年度２回以上開催する．
3　臨時理事会は，次の各号の一に該当する場合に開催する．
一　理事長が必要と認めたとき
二　理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
三　前号の請求があった日から５日以内に，その日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に，その請求をした理事が招集したとき
四　第26条第４号の規定により，監事から理事長に招集の請求があったとき，又は監事が招集したとき

(招集)
第34条　理事会は，理事長が招集する．ただし，前条第３項第３号による理事が招集する場合及び前条第３項第４号後段により監事が招集する場合を除く．
2　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは，各理事が招集する．
3　理事長は，前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は，その請求があった日から２週間以内に臨時理事会を招集しなければならない．
4　理事会を招集するときは，会議の日時，場所，目的である事項を記載した書面をもって，開催日の１週間前までに，通知しなければならない．
5　前項の規定にかかわらず，理事及び監事の全員の同意があるときは，招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる．

(議長)
第35条　理事会の議長は，理事長がこれにあたる．

(決議)
第36条　理事会の決議は，決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し，その過半数をもって行う．

(決議の省略)
第37条　理事が，理事会の決議の目的である事項について提案した場合において，その提案について，議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは，その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする．ただし，監事が異議を述べたときは，その限りではない．

(議事録等)

会を与えなければならない．
一　心身の故障のため職務の執行に支障があり，又はこれに堪えないと認められるとき．
二　職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき．

(役員の報酬)
第29条　役員は，無報酬とする．
2　前項の規定にかかわらず，役員は，その職務執行において必要な実費弁償を受けることができる．

(取引の制限)
第30条　理事が次に掲げる取引をしようとする場合は，その取引について重要な事実を開示し，理事会の承認を得なければならない．
一　自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
二　自己又は第三者のためにする本会との取引
三　本会がその理事の債務を保証すること，その他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引
2　前項の取引をした理事は，その取引の重要な事実を遅滞なく，理事会に報告しなければならない．

第６章　理事会

(構成)
第31条　本会に理事会を置く．
2　理事会は，すべての理事をもって構成する．

(権限)
第32条　理事会は，次の職務を行う．
一　社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
二　規則の制定，変更及び改廃に関する事項
三　前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定
四　理事の職務の執行の監督
五　理事長及び副理事長の選定及び解職
2　理事会は，次に掲げる事項，その他の重要な業務執行の決定を，理事に委任することができない．
一　重要な財産の処分及び譲受け
二　多額の借財
三　重要な使用人の選任及び解任
四　従たる事務所その他重要な組織の設置，変更及び廃止
五　内部管理体制の整備
3　本会が保有する株式（出資）について，その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には，あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の３分の２以上の承認を要する．

(種類及び開催)
第33条　理事会は，通常理事会及び臨時理事会の２種とする．
2　通常理事会は，毎事業年度２回以上開催する．
3　臨時理事会は，次の各号の一に該当する場合に開催する．
一　理事長が必要と認めたとき
二　理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
三　前号の請求があった日から５日以内に，その日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に，その請求をした理事が招集したとき
四　第26条第４号の規定により，監事から理事長に招集の請求があったとき，又は監事が招集したとき

(招集)
第34条　理事会は，理事長が招集する．ただし，前条第３項第３号による理事が招集する場合及び前条第３項第４号後段により監事が招集する場合を除く．
2　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは，各理事が招集する．
3　理事長は，前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は，その請求があった日から２週間以内に臨時理事会を招集しなければならない．
4　理事会を招集するときは，会議の日時，場所，目的である事項を記載した書面をもって，開催日の１週間前までに，通知しなければならない．
5　前項の規定にかかわらず，理事及び監事の全員の同意があるときは，招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる．

(議長)
第35条　理事会の議長は，理事長がこれにあたる．

(決議)
第36条　理事会の決議は，決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し，その過半数をもって行う．

(決議の省略)
第37条　理事が，理事会の決議の目的である事項について提案した場合において，その提案について，議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは，その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする．ただし，監事が異議を述べたときは，その限りではない．

(議事録等)

第32条３項
租税特別措置法40条適用を受けるため追加

第38条　理事会の議事については，法令で定めるところにより，議事録を作成する． 2　出席した理事長及び監事は，前項の議事録に記名押印する． 3　理事会の日(前条の規定により理事会の決議があったものとみなされた日を含む．)から10年間，前項の議事録又は前条の意思表示をその主たる事務所に備え置かなければならない．	第38条　理事会の議事については，法令で定めるところにより，議事録を作成する． 2　出席した理事長及び監事は，前項の議事録に記名押印する． 3　理事会の日(前条の規定により理事会の決議があったものとみなされた日を含む．)から10年間，前項の議事録又は前条の意思表示をその主たる事務所に備え置かなければならない．	
第７章　資産及び会計 (資産の構成) 第39条　本会の資産は，次のとおりとする． 一　設立当初の財産目録に記載された財産 二　入会金及び会費 三　資産から生ずる収入 四　事業に伴う収入 五　寄付金品 六　その他の収入	第７章　資産及び会計 (資産の構成) 第39条　本会の資産は，次のとおりとする． 一　設立当初の財産目録に記載された財産 二　入会金及び会費 三　資産から生ずる収入 四　事業に伴う収入 五　寄付金品 六　その他の収入	第40条4項 寄附者からの使途が特定されていない寄付金を受領した際に，その５０％までを法人会計に充当できるようにするため追加
(資産の種別) 第40条　本会の資産を分けて，基本財産と運用財産の２種とする． 2　基本財産は，次に掲げるものをもって構成する． 一　設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産 二　基本財産とすることを指定して寄付された財産 三　理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産 3　運用財産は，基本財産以外の資産とする．	(資産の種別) 第40条　本会の資産を分けて，基本財産と運用財産の２種とする． 2　基本財産は，次に掲げるものをもって構成する． 一　設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産 二　基本財産とすることを指定して寄付された財産 三　理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産 3　運用財産は，基本財産以外の資産とする． 4　公益認定を受けた日以後に寄付を受けた財産については，その半額以上（ただし，寄附者の意思により使途が特定されている場合には，それに従う．）を公益目的事業に使用するものとし，その取扱いについては，理事会の決議により別に定める．	第44条 第14条同様の理由から，事業計画・収支予算書は総会の承認事項から報告事項へ変更（報告事項としないことも法令上は可能です．その場合は，「・・・理事長が作成し，理事会の承認を受けなければならない．これを変更する場合も同様とする．」）
(資産の管理) 第41条　本会の資産は，理事会の決議を経て理事長が管理する． 2　基本財産のうち現金は，理事会の決議を経て，定期預金とする等確実な方法により，理事長が保管する．	(資産の管理) 第41条　本会の資産は，理事会の決議を経て理事長が管理する． 2　基本財産のうち現金は，理事会の決議を経て，定期預金とする等確実な方法により，理事長が保管する．	
(基本財産の処分の制限) 第42条　基本財産は，譲渡し，交換し，担保に供し，又は運用財産に繰り入れてはならない．	(基本財産の処分の制限) 第42条　基本財産は，第14条第１項の社員総会決議による場合を除き，譲渡し，交換し，担保に供し，又は運用財産に繰り入れてはならない．	
(経費の支弁) 第43条　本会の事業遂行に要する経費は，運用財産をもって支弁する．	(経費の支弁) 第43条　本会の事業遂行に要する経費は，運用財産をもって支弁する．	
(事業計画及び収支予算) 第44条　本会の事業計画書及びこれに伴う収支予算書は，毎事業年度開始前に理事長が作成し，理事会の決議を経て，社員総会の承認を受けなければならない．事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする． 2　前項の書類については，主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする．	(事業計画及び収支予算) 第44条　本会の事業計画書，収支予算書，資金調達及び設備投資の見込を記載した書類については，毎事業年度開始の日の前日までに，理事長が作成し，理事会の承認を経て，直近の社員総会に報告するものとする．これを変更する場合も同様とする． 2　前項の書類については，主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き，一般の閲覧に供するものとする．	
(暫定予算) 第45条　前条の規定にかかわらず，止むを得ない事情により予算が成立しないときは，理事長は，理事会の決議を経て，予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる． 2　前項の収入支出は，新たに成立した予算の収入支出とみなす．	(暫定予算) 第45条　前条の規定にかかわらず，止むを得ない事情により予算が成立しないときは，理事長は，~~理事会の決議を経て，~~予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる． 2　前項の収入支出は，新たに成立した予算の収入支出とみなす．	
(長期借入金) 第46条　本会が借入れをしようとするときは，その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き，社員総会の決議を経なければならない．	(長期借入金) 第46条　本会が借入れをしようとするときは，その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き，社員総会の決議を経なければならない．	
(事業報告及び決算) 第47条　本会の事業報告及び決算については，毎事業年度終了後，理事長が次の書類を作成し，監事の監査を受け，理事会の承認を受けなければならない． 一　事業報告(会員の異動状況書を含む) 二　事業報告の附属明細書 三　貸借対照表 四　損益計算書(正味財産増減計算書) 五　貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書 六　財産目録 2　前項の承認を受けた書類のうち，第１号，第３号，第４号及び第６号の書類については，定時社員総会に提出し，第１号の書類については，内容を報告し，第３号，第４号及び第６号の書類については，承認を受けなければならない． 3　前項の書類のほか，監査報告を主たる事務所に５年間備え置きするとともに，定款，会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする．	(事業報告及び決算) 第47条　本会の事業報告及び決算については，毎事業年度終了後，理事長が次の書類を作成し，監事の監査を受け，理事会の承認を受けなければならない． 一　事業報告(会員の異動状況書を含む) 二　事業報告の附属明細書 三　貸借対照表 四　損益計算書(正味財産増減計算書) 五　貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書 六　財産目録 2　前項の承認を受けた書類のうち，第１号，第３号，第４号及び第６号の書類については，定時社員総会に提出し，第１号の書類については，内容を報告し，第３号，第４号及び第６号の書類については，承認を受けなければならない． 3　前項の書類のほか，次の書類を主たる事務所に５年間備え置き，一般の閲覧に供するとともに，定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き，一般の閲覧に供するものとする． 一　監査報告 二　理事及び監事の名簿 三　運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類	第47条 現状の定款をいかしたかたちに修正
4　本会の収支決算に収支差額があるときは，理事会の決議及び社員総会の承認を受けて，その一部若しくは全部を基本財産に編入し，又は翌	4　本会の収支決算に収支差額があるときは，理事会の承認を受けて，その一部若しくは全部を基本財産に編入し，又は翌年度に繰り越	総会承認を不要とする．

年度に繰り越すものとする.	すものとする. (公益目的取得財産残額の算定) 第48条　理事長は，公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき，毎事業年度，当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し，前条第３項第３号の書類に記載するものとする. (基金を引き受ける者の募集) 第49条　本会は，基金を引き受ける者の募集をすることができる. ２　拠出された基金は，基金の拠出者と合意した期日まで返還しない. ３　基金の返還の手続については，返還する基金の総額については定時社員総会の決議を経るものとするほか，基金の返還を行う場所及び方法その他必要な事項を理事会において別に定めるものとする.	
(事業年度) 第48条　本会の事業年度は，毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終る.	(事業年度) 第50条　本会の事業年度は，毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終る.	
(会計原則) 第49条　本会の会計は，一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする.	(会計原則) 第51条　本会の会計は，一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする.	
(剰余金の分配) 第50条　本会は，剰余金の分配を行うことができない.	(剰余金の分配) 第52条　本会は，剰余金の分配を行うことができない.	
第８章　定款の変更，合併及び解散等	第８章　定款の変更，合併及び解散等	
(定款の変更) 第51条　この定款は，社員総会の決議経て変更することができる.	(定款の変更) 第53条　この定款は，社員総会の決議を経て変更することができる.	
(合併等) 第52条　本会は，社員総会の決議を経なければ，他の法人との合併，事業の全部又は，一部の譲渡をすることができない.	(合併等) 第54条　本会は，社員総会の決議を経なければ，他の法人との合併，事業の全部又は，一部の譲渡をすることができない.	
(解散) 第53条　本会は，社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する.	(解　散) 第55条　本会は，社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する. (公益認定の取消し等に伴う贈与) 第56条　本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く.）には，社員総会の決議を経て，公益目的取得財産残額に相当する額の財産を，当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に，公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする.	
(残余財産の処分) 第54条　本会が清算をする場合において有する残余財産は，社員総会の決議を経て，公益社団法及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする.	(残余財産の処分) 第57条　本会が清算をする場合において有する残余財産は，社員総会の決議を経て，公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第４０条第１項に規定する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする.	第57条 租税特別措置法40条適用を受けるため，文言を追加
第９章　委員会	第９章　委員会	
(委員会等) 第55条　本会の事業を推進するために必要あるときは，理事会はその決議により，委員会等を設置することができる. ２　委員会等の委員は，会員及び学識経験者のうちから，理事会が選任する. ３　委員会等の任務，構成及び運営に関し必要な事項は，理事会の決議による.	(委員会等) 第58条　本会の事業を推進するために必要あるときは，理事会はその決議により，委員会等を設置することができる. ２　委員会等の委員は，会員及び学識経験者のうちから，理事会が選任する. ３　委員会等の座長は審議の結果を理事会に報告するものとする. ４　前項に定めるもののほか，委員会等の任務，構成及び運営に関し必要な事項は，理事会の決議による.	委員会で決められた事項がそのまま法人運営に繋がるものでない趣旨を明記
第10章　事務局	第10章　事務局	
(設置等) 第56条　本会の事務を処理するため，事務局を設置する. ２　事務局に事務局長及び所要の職員を置く. ３　事務局長及び重要な職員は，理事長が理事会の承認を得て任免する. ４　職員は，有給とする.	(設置等) 第59条　本会の事務を処理するため，事務局を設置する. ２　事務局に事務局長及び所要の職員を置く. ３　事務局長及び重要な職員は，理事長が理事会の承認を得て任免する. ４　職員は，有給とする.	
第11章　情報公開，個人情報の保護及び公告	第11章　情報公開，個人情報の保護及び公告	
(情報公開) 第57条　本会は，公正で開かれた活動を推進するため，その活動状況，運営内容，財務資料等を積極的に公開するものとする. ２　情報公開に関する必要な事項は，理事会の決議により別に定める.	(情報公開) 第60条　本会は，公正で開かれた活動を推進するため，その活動状況，運営内容，財務資料等を積極的に公開するものとする. ２　情報公開に関する必要な事項は，理事会の決議により別に定める.	
(個人情報の保護) 第58条　本会は，業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする. ２　個人情報の保護に関する必要な事項は，理事会の決議により別に定める.	(個人情報の保護) 第61条　本会は，業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする. ２　個人情報の保護に関する必要な事項は，理事会の決議により別に定める.	
(公告) 第59条　本会の公告は，電子公告により行う.	(公告) 第62条　本会の公告は，電子公告により行う. ２　やむを得ない事由により，電子公告によることができない場合には，官報に掲載する方法によるものとする.	第62条第2項 電子申告による場合，予備的な公告方法を定めている場合が多いため追加
附則 １　この定款は，一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関	附則 １　この定款は，一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関	

する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する. 2　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは，第48条の規定にかかわらず，解散の登記の前日を事業年度の末日とし，設立の登記の日を事業年度の開始日とする. 3　この法人の最初の代表理事及び業務執行理事は，第24条の規定にかかわらず，次のとおりとする. 理事(理事長) 竹中克 理事(副理事長) 工藤正俊 理事(副理事長) 谷口信行 4　本会の設立により，従来社団法人日本超音波医学会に属した会員並びに財産及び権利義務の一切は，本会が継承する. 5　この定款の施行後最初の代議員は，第５条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする.	する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する. 2　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは，第48条の規定にかかわらず，解散の登記の前日を事業年度の末日とし，設立の登記の日を事業年度の開始日とする. 3　この法人の最初の代表理事及び業務執行理事は，第24条の規定にかかわらず，次のとおりとする. 理事(理事長) 竹中克 理事(副理事長) 工藤正俊 理事(副理事長) 谷口信行 4　本会の設立により，従来社団法人日本超音波医学会に属した会員並びに財産及び権利義務の一切は，本会が継承する. 5　この定款の施行後最初の代議員は，第５条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする. 附則 1　この定款の第９条の変更は，平成26年社員総会の翌日（平成26年5月11日）から施行し，その他の部分の変更は内閣府より公益認定を受けた日から施行する.	

（資料８）

会費を２年滞納している者の状況

（平成25年3月31日現在の定款第11条第3項の社員総会決議対象者）

162名

内訳　　正 会 員　111名

準 会 員　　51名

学生会員　　0名

賛助会員　　0社

（資料９）

名　誉　会　員　推　薦

本学会名誉会員規則第4条に照らし、以下の方を推薦する。

1.　松崎益徳（マツザキ　マスノリ）　氏

2.　岡井　崇（オカイ　タカシ）　氏

3.　千田彰一（センダ　ショウイチ）　氏

功　労　会　員　推　薦

本学会功労会員規則第4条に照らし、以下の方を推薦する。

1.　斉藤雅人（サイトウ　マサヒト）　氏

2.　高田悦雄（タカダ　エツオ）　氏

3.　赤松信雄（アカマツ　ノブオ）　氏

4.　遠藤登喜子（エンドウ　トキコ）氏

5.　吉田　清（ヨシダ　キヨシ）　氏

6.　冨田周介（トミタ　シュウスケ）　氏

7.　万代恭嗣（バンダイ　ヤスツグ）　氏

8.　松田康雄（マツダ　ヤスオ）　氏

9.　渡邊清四郎（ワタナベ　セイシロウ）氏

第16回特別学会賞

幕内雅敏
（日本赤十字社医療センター）

上妻志郎
（元東京大学）

第13回松尾賞

尾本きよか
（自治医科大学附属さいたま医療センター）

論文賞

第28回菊池賞

音響放射力を用いた焦点イメージング：強力集束超音波の熱凝固領域を予測する新たな方法　（超音波医学 Vol.40, No.5）

荒井　修[1]，東　隆[2,3]，川畑健一[2]，村垣善浩[4]，伊関　洋[4]
（[1]東京女子医科大学大学院先端生命医科学系専攻，[2]株式会社日立製作所中央研究所，[3]東京大学大学院工学系研究科バイオエンジニアリング専攻，[4]東京女子医科大学先端生命医科学研究所）

Measurement of regional pulse wave velocity using very high frame rate ultrasound
(J Med Ultrasonics Vol.40, No.2)

Hideyuki Hasegawa[1,2], Kazue Hongo[1], Hiroshi Kanai[1,2]
([1]Graduate School of Biomedical Engineering, [2]Graduate School of Engineering, Tohoku University)

第9回伊東賞

Application of high-intensity focused ultrasound for fetal therapy: experimental study using an animal model of lower urinary tract obstruction
(J Med Ultrasonics Vol.40, No.2)

Hiroko Aoki[1], Kiyotake Ichizuka[1], Mitsuyoshi Ichihara[1], Ryu Matsuoka[1], Junichi Hasegawa[1], Takashi Okai[1], Shinichirou Umemura[2]
([1]Department of Obstetrics and Gynecology, Showa University School of Medicine, [2]Graduate School of Biomedical Engineering, Tohoku University)

Ultrasonographic thyroid nodular findings in Japanese children
(J Med Ultrasonics Vol.40, No.3)

Nobuyuki Taniguchi[1], Naomi Hayashida[2], Hiroki Shimura[4], Noriyuki Okubo[5], Yasushi Asari[6], Takeshi Nigawara[7], Sanae Midorikawa[8], Kazuhiko Kotani[1], Shigeyuki Nakaji[5], Misa Imaizumi[10], Akira Ohtsuru[8], Takashi Akamizu[11], Masafumi Kitaoka[12], Shinichi Suzuki[9], Shunichi Yamashita[3,13], Noboru Takamura[2], The Investigation Committee for the proportion of Thyroid Ultrasound Fingings
([1]Department of Clinical Laboratory Medicine, Jichi Medical University, [2]Department of Global Health, Medicine and Welfare, [3]Department of Radiation Medical Sciences, Atomic Bomb Disease Institute, Nagasaki University, [4]Department of Environmental Internal Medicine, Interdisciplinary Graduate School of Medicine and Engineering, University of Yamanashi, [5]Department of Social Medicine, [6]Department of Emergency and Disaster Medicine, [7]Department of Endocrinology and Metabolism, Hirosaki University Graduate School of Medicine, [8]Department of Radiation Health Management, [9]Department of Organ Regulator Surgery, Fukushima Medical University, [10]Department of Clinical Studies, Radiation Effects Research Foundation, [11]The First Department of Medicine, Wakayama Medical University, [12]Division of Endocrinology and Metabolism, Showa General Hospital, [13]Radiation Science Center for Fukushima Health Management Survey, Fukushima Medical University)

第14回技術賞

該当者なし

第3回新人賞

[北海道地方会]
第43回北海道地方会学術集会発表【循環器】
交通外傷性右冠動脈解離・心膜損傷・三尖弁閉鎖不全症の1例
舘 越 勇 輝
（札幌医科大学医学部循環器・腎臓・代謝内分泌内科）

[東北地方会]
第46回東北地方会学術集会発表【循環器】
腫瘍内出血により僧帽弁に嵌頓した左房粘液腫の一例
奈 良 育 美
（秋田大学大学院医学系研究科循環器内科学）

[関東甲信越地方会]
第25回関東甲信越地方会学術集会発表【消化器】
消化管ステントの評価における体外式超音波検査の有用性
入 江　彰
（日本大学医学部付属板橋病院消化器・肝臓内科）

[中部地方会]
第34回中部地方会学術集会発表【循環器】
当院で経験した心臓悪性腫瘍3例の報告
江 口 駿 介
（名古屋第二赤十字病院循環器センター・循環器内科）

[関西地方会]
第40回関西地方会学術集会発表【消化器】
造影ハーモニックEUS（CH-EUS）における膵腫瘍の血流評価の有用性について
大 本 俊 介
（近畿大学医学部附属病院消化器内科）

[中国地方会]
第49回中国地方会学術集会発表【消化器】
体外式超音波で診断され、約2年半の経過観察を行ったCeliac Artery Compression Syndromeの1症例
筒 井 貴 子
（川崎医科大学総合臨床医学）

[四国地方会]
第23回四国地方会学術集会発表【体表】
甲状腺腫瘍の増殖様式や背景甲状腺の合併病変がエラストグラフィー像に与える影響とその臨床的注意点
岸 真 理 子
（大樹会総合病院回生病院内科甲状腺外来）

[九州地方会]
第23回九州地方会学術集会発表【循環器】
重症三尖弁逆流に対して形成術施行し良好な経過をたどった一例
上 野 啓 通
（産業医科大学循環器・腎臓内科）

【顕彰委員会】
委 員 長
岡 井　崇
副委員長
椎 名　毅
委　員
(基　礎)秋山いわき　遠 藤 信 行　蜂 屋 弘 之
(体　表)遠藤登喜子　谷 口 信 行
(循 環 器)尾 辻　豊　増 山　理
(消 化 器)秋 本　伸　斎 藤 明 子　渡 辺 五 朗
(泌 尿 器)棚 橋 善 克　千 葉　裕
(産婦人科)上 妻 志 郎　馬 場 一 憲
以上16名